
平成25年第5回大和町議会定例会会議録

平成25年9月3日(火曜日)

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	浅 井 茂 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 原 敏 明 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	千 葉 良 紀 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
子育て支援 課 長	高 橋 正 春 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
議 長 班 長	千 坂 俊 範		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時06分 開 会

議 長（大須賀 啓君）

皆さん、改めておはようございます。

ただいまから平成25年第5回大和町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、17番堀籠日出子さん及び1番今野善行君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長（大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月13日までの11日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」

議 長（大須賀 啓君）

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、議員のお手元に配付のとおりです。ご了承ください。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

おはようございます。

第5回大和町議会定例会開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成25年第5回大和町議会定例会が開会され、平成24年度各種会計決算を初め提出議案をご審議いただくに当たり、その概要をご説明申し上げますので、議員皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、大和町議会議長の須賀啓様が宮城県町村議会議長会長として町村議会議長会の使命達成に尽力されたご功績により、全国町村議会議長会から感謝状を賜ったところでございます。改めまして須賀議長のご活躍に敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。そして、今後のますますのご活躍をご祈念申し上げる次第でもございます。まことにおめでとうございます。

さて、6月の全員協議会でご説明いたしました（仮称）大和町南部コミュニティセンター整備事業につきましては、7月の区長配達により関係する地区へのアンケートを実施いたしました。回収率は27.5%、665世帯からご回答をいただきました。

貴重な住民の皆様からの声であり、この結果を集計・分析し、8月25日に開催いたしました第1回整備検討委員会に報告いたしました。今後、委員会ではこのアンケートの結果をさらに個別の事項に分類し、計画に反映したいと考えております。また、委員会は本年度中に6回程度開催し、施設のあり方や施設の内容等について検討をいただき、その結果については最終回にご提言をいただく予定としております。住民の代表によります検討委員会方式は、現役場庁舎建設以来であり、住民の皆様が利用しやすく地域のコミュニティーの核となることを期待するものでございます。

また、本事業を進める上で補助事業の導入が不可欠でありますので、国土交通省社会資本整備総合交付金事業の導入を検討しており、今議会に補助申請に必要な計画書策定委託料を計上しているところでございます。

次に、定住促進団地整備事業でございますが、本町は住宅団地整備による人口急増地域とそれ以外の少子高齢化が進んでいる地域と明確に二分化されております。そして、それぞれの地域に対して施策を講ずる必要がありますが、人口急増地域以外の地区では地域活性化と人口減少の歯止め対策が必要となっております。そのため、若い世代の転入を誘導する必要がありますが、全国の自治体では定住促進対策としてさまざまな手法で展開されており、本町もこれまで検討を重ねた結果、住宅の分譲と住宅取得への助成を柱に制度設計を行い、最初の展開は吉田児童館跡地を活用したいと

考えております。

本年度中に測量、造成設計を行い、関係機関との調整を図りながら、平成26年度には造成と分譲を考えております。また、事業を進める上で、受け入れ先の地域の皆さんとのコミュニティーの形成が重要でありますので、地域と一体となった事業を展開してまいります。

なお、（仮称）大和町南部コミュニティセンターのアンケート結果と定住促進団地整備事業の概要、並びに8月6日に全員協議会でご説明いたしました公共下水道使用料の賦課漏れにつきまして、過去の事例等を鑑み、私を含めた職員の処分を決定いたしましたので、今会期中の全員協議会で改めてご説明を申し上げます。

次に、沖縄駐留米軍によります実弾射撃訓練についてであります。射撃訓練が昨日から開始されました。8月臨時会におきまして訓練概要や安全対策についてご説明申し上げましたが、予定では9月9日までの期間に6日間実施される見込みでございます。事故なく安全に終了するよう、関係機関と連携を密にしていきたいと思います。

また、町内進出企業の動向でございますが、本年2月に復興特区の認証を受けております株式会社バイタルネットの小野前沢地区への物流センターの設置の準備が進められてまいりましたが、10月に起工する運びとなりました。

事業規模は、敷地面積4万3,325平方メートル、建築面積1万4,665平方メートルで従業員370名規模となり、うち新規採用者は150名が見込まれております。また、大和リサーチパークに立地のスズデン株式会社におきましては、社員の住宅確保のため集合住宅を仙台市泉区周辺で計画している情報を得まして、当町への誘致をアプローチしましたところ、このたび吉岡南第二土地区画整理地内への立地が決定いたしましたのでご報告を申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、認定第1号から第12号までの平成24年度各種会計決算であります。平成24年度は東日本大震災の復旧・復興の2年目の年次としての対応を主体に予算編成・運営を行いました。

当初の予算編成方針は、国で策定しております地方財政計画の内容を踏まえ、国の取り組みと歩調を合わせながらも大和町の現状を踏まえ、3カ年を見据えた中期財政見通しを作成の上、町税・地方交付税を基幹とした収入見通しと町民ニーズに応えた事業等をもって、第4次総合計画を基本とし編成いたしましたものでございます。

一般会計におきましては、6回の補正予算と2回の専決予算をご可決賜り対応してまいりました。この補正予算や専決予算は、国の補正予算の動向を見据えながら、極力特定財源の活用を図るべく編成いたしたところでございます。この結果、一般会計を初めとする各種会計は、その一部におきまして明許繰越費や事故繰越費が発生いたしました。これらを除きましてはおおむね予定施策事業を実施することができたところでございます。

平成24年度の大和町財政は、一般会計ほか10の特別会計及び水道事業会計による運営でありましたが、全ての会計において黒字決算となったところであります。

水道事業会計を除く各種会計最終予算は、当初予算134億1,843万円に、年度中の補正額18億9,740万円と、平成23年度からの繰越額7億7,368万円を加え、それから平成25年度への繰越額1億3,325万円を減じた159億5,626万円が決算対象額となりました。

歳入決算額は165億6,441万円となり、対予算では103%で、対前年度比では4億795万円増の102.5%となりました。対します歳出決算額は156億9,305万円となり、対予算では97.5%で、対前年度比では4億1,144万円増の102.7%となり、歳入歳出差し引き総額は8億7,136万円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,847万円を差し引いた実質収支でも8億3,289万円の黒字決算となりました。

決算状況の主要指標を見ますと、財政構造の弾力性を測定する最も一般的な指標であります経常収支比率は78.6%で、前年度に比べ2.9ポイント改善され、財政力指数は0.627で、前年度から0.009ポイント増となりました。

また、財政健全化法に定められております各指標につきましては、黒字決算から赤字比率には該当せず、実質公債費率は7.1%で2.4ポイントの減、将来負担費率は0.4%で26.6ポイントの減となりました。

本町の各種指標につきましては、町税等の一般財源の増加要因などにより財政の健全性を示すプラスの方向へ向かっているところでありますが、今後とも細心の注意を払いながら効果的な財政運営を行ってまいり所存でございます。

次に、普通会計についてであります。歳入の主なものを見ますと、中枢であります町税収入は、企業進出や設備投資の増あるいは徴収率向上により全体では41億7,412万円で、対前年度比で6.8%増加し、41億円台に到達しております。

また、もう一方の中枢であります地方交付税は、普通交付税が17億1,800万円、特別交付税が2億8,348万円の合計20億148万円となり、前年度に比較して9億5,303万円の減となりましたが、これは震災復興特別交付税の減少によるものであります。

国庫支出金につきましては、決算額12億5,217万円で、対前年度比では80.7%と大

幅な減少となりましたが、これも災害復旧事業費によるものが大きな要因となりました。

県支出金につきましては、決算額 7 億 2,497 万円で、対前年度比 112.5% の増となったところでございます。

繰越金は、実質収支額の 2 分の 1 以上の財政調整基金への積み立て分を除き、決算額 3 億 5,390 万円となりました。

繰入金は、総額 2 億 6,716 万円で、対前年度比 507.7% と大きく増加になりましたが、これは宮床中学校体育館建設に伴う学校校舎建設基金からの繰り入れが主な要因でございます。

町債は、決算額 5 億 5,110 万円、対前年度比 111.2% と増加いたしました。宮床中学校体育館の義務教育施設整備事業債の借り入れによるものでございます。

次に、歳出を目的別構成比で概観いたしますと、商工費、教育費、公債費はそれぞれ増加しておりますが、それ以外の費目では減少しております。また、予算としての計上はありませんでしたが、統計処理上、雇用対策関係費を労働費として整理いたしております。

商工費の増は、企業立地奨励金と用地取得助成金によるもの、教育費及び公債費の増は宮床中学校体育館建設によるものでございます。

これを性質別構成比で見ますと、義務的経費が 33%、物件費、維持補修費及び補助費等が 38%、投資的経費とその他行政経費が 29% となり、各経費がおおむね 3 分の 1 でありますが、今後継続して内容を注視、確認していくことが必要と考えております。

人件費につきましては、13 億 7,419 万円、対前年度比 4% の減での決算となったところでございます。扶助費は、10 億 2,166 万円、対前年度比 2.8% の増加となりましたが、障害福祉サービス費等の増加によるものでございます。

公債費につきましては、8 億 2,930 万円、対前年度比 1.2% の増加となっております。これら 3 経費合計の義務的経費については、32 億 2,515 万円、対前年度比 99.4% で、人件費減少により 1,876 万円の減となりました。

投資的経費につきましては、12 億 9,100 万円で、昨年度に引き続きまして東日本大震災等の復旧経費での増加となっております。

その他経費の物件費は、16 億 421 万円、対前年度比 87% と減少しておりますが、これは災害関連経費の執行額の差となっております。積立金の増加は、まちづくり基金と学校校舎建設基金への積み立てによるものでございます。

また、補助費等については増加いたしました。積立金、投出資金、貸付金、繰出

金については、それぞれ減少したところでございます。

以上が普通会計決算概要であります。このほか国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険事業勘定特別会計、財産区3特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業等3特別会計及び水道事業会計につきましても黒字決算となっているところでございます。

続きまして、条例案件等についてであります。議案第71号から議案第75号までは住民基本台帳法改正及び外国人登録法廃止に伴い、それぞれの条例について用語の整理をするもの、議案第76号、大和中学校の柔道部の部活動中に発生した事故に関し、被害生徒より大和町に対して提訴された損害賠償請求訴訟の手続において、解決金の額を定め、裁判上の和解をするものでございます。

次に、議案第77号から議案第85号までの補正予算についてご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、補正予算額3億352万円を追加し、一般会計の総額を90億2,654万7,000円とするものでございます。歳出の主なものについて申し上げますと、総務費は防衛施設周辺整備対策費といたしまして5,600万円、徴税費は法人町民税におけます還付金及び還付加算金を計上いたしております。

土木費は、町道台長作成委託費1,467万8,000円と除雪経費6,716万2,000円、災害復旧費につきましては東日本大震災関連で3,044万1,000円を計上しております。これら以外に、4月の人事異動によります人件費の調整を人件費計上の各会計の補正もあわせて行っており、関連する会計間の繰出金の調整も生じているものでございます。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、繰越金1億9,401万3,000円、国庫支出金8,091万9,000円、繰入金1,970万円ほかをもって措置するものでございます。また、国民健康保険事業勘定特別会計並びに介護保険事業勘定特別会計は、国庫支出金の償還金並びに人件費調整を行っております。宮床財産区特別会計は、宮床宝蔵開館20周年記念事業助成のための一般会計に対する繰出金、吉田財産区特別会計は森林総合研究所によります造林事業の追加、下水道事業特別会計は人件費調整と消費税確定見込みによる措置をいたしております。水道事業会計は、人件費調整のほかに国庫補助によります緊急遮断弁実施設計費を計上しております。その他の特別会計につきましては、人件費調整が主たる内容となっております。

報告第1号につきましては、平成24年度大和町財政健全化判断比率及び資金不足費率の報告を行うものでございます。

なお、今会期中に人事案件等を追加させていただく予定としておりますので、あら

かじめご了承をお願い申し上げます。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきますというふうに思います。どうぞよろしくお願いたします。

日程第3「一般質問」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

おはようございます。

早速、一般質問に入ります。

1件目です。教育の日条例を制定せよ。

県外行政視察で訪問した鳥取県南部町では、町民のみんなが教育に対する関心と理解を深め、ふるさとを愛する心豊かでたくましい子供たちを育てるとともに、生涯にわたって自分自身もみずから学んでいくことを目指し、教育の日条例を制定した。本町でも、子供たちは地域が育てるものという考えで、「進めよう！協働教育」で学校に地域が参加して一定の成果を上げている。さらに効果を上げるために、教育の日条例の制定を検討してはどうか。町長の考えをたいたします。

議長（大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

ただいまのご質問でございます。

ご承知のとおり、これまで本町では家庭教育支援、学校教育支援、地域活動支援を3つの柱とした大和町協働教育推進協議会本部事業を展開しております。定期的に発行しております協働教育ニュースでは、「進めよう！協働教育」「進めよう！学校応援」「深めよう！家庭・地域のきずな」「作ろう！学校応援団」をタイトルとして町

民への呼びかけを行っており、一歩進んだ連携、協力の形を求めてまいりました。特に、学校教育においては学校コーディネーターと地域コーディネーターを中心に、地域ボランティアがさまざまな教育活動を支援することができるようにしてまいりました。その結果、各小中学校では総合的な学習の時間に稲作の仕事を教えていただいたり、社会科で戦争体験を語っていただいたりするなど、さまざまな教科、領域で地域の先生として地域の人材が大いに活用されるようになってまいりました。

また、本年度から実施しております学び支援コーディネーター配置事業におきましては、多くのボランティアが放課後自習教室の先生として児童の放課後学習にかかわっていただいております。このような学校教育の充実を図る上で、地域の教育力を取り入れる活動は今後さらに発展させていかなければならないと考えております。

さて、教育の日条例についてでございますが、平成17年3月に宮城県がみやぎ教育の日を定める条例を制定しております。教育に対する県民の意識を高め、家庭、地域、社会及び学校が連携して教育の充実と発展を図るとともに、あしたの宮城を担う子供たちを育むことを目的としまして、11月1日をみやぎ教育の日、11月を教育月間として設定しております。宮城県は、家庭、地域、学校が連携して教育の充実を図る、教育について考える機会とすることを目指しております。これは、本町が取り組んでまいりました協働教育の充実と合致するものであると考えております。

そこで、本町といたしましては、県内の市町村と歩調をそろえ、みやぎ教育の日の趣旨に沿った教育活動を実施する取り組みを推進してまいるほか、学校や家庭におきましてもあしたの宮城の子供たちの健全な育成が図られるよう、それぞれが子供たちに対し話し合いの場を持つよう進めていきたいというふうに考えております。そして、県との協力のもと、みやぎ教育の日の周知の拡大とあわせ、みやぎ教育月間の充実を図ってまいりたいとこのように考えております。

議長（大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

先日、社会文教常任委員会開催されまして、その中でちょっと気になったことを町長にお伝えしたいんですけども、地域で今柔軟性を持って学校に参加しているんな行事を行っているわけですが、町で統一して「たいわっ子未来塾」というのを行っています。ある小学校で今回参加者ゼロだったんですが、そのとき課長は何でこの小学

校が参加者ゼロだったか理由がわからないということだったんですが、町長そういった地域に柔軟性を持たせるのはいいんですが、町の統一である行事に何でその地域の小学校が参加できなかったかという理由を把握できなかった課長をどう思いますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
理由を把握できなかった課長……。

3 番 （千坂裕春君）
ですから、たいわっ子未来塾に参加しない小学校があったんだけど、なぜ参加ができなかったか理由を聞いていないそうです。

町 長 （浅野 元君）
ああ、参加できなかった理由についてこちらがつかんでいかなかったということですか。そのことについては、そういったことがあれば確認はするべきだと思いますし、今後参加してもらおうようにするべきだというふうに思います。
ただ、必ずしも全員が、必ず全部から参加するかしないかというものは、本人といえますか参加する方の意思もございますので、その辺の気持ちは十分に大切にしなければいけないと思っております。
その理由を把握していなかったということにつきましては、今後そういうことのないようにちゃんとその評価といいますか、事業に対してのそういったことをきちっとやるべきだと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
ここで問題なのは、地域の小学校としては参加したかったんですけども、地域で最初に決めた行事があったので町の行事に参加できなかったというのが理由だったんですけども、やはり地域に柔軟性を持たせていただくのは大変ありがたいことなん

ですけれども、町で統一したこういった教育をやるんだとかそういったものをうたっていて、そういったものに参加できないようなスケジュールを組むということがやはりためなんであって、やっぱり町で強いリーダーシップを持って、またそういったスケジュールの把握をして、やるんだったら多くの人に参加してもらえようかという考えのもとやらないといけないんですが、これは聞いたところによると、ほかの地域でも前にあって教育総務課のほうに申し出をしたというんですけれども、その辺の申し出を受けたかどうか、課長にちょっと聞いてみてください。

議 長 （大須賀 啓君）

ちょっと通告からずれておりますので、注意してください。

3 番 （千坂裕春君）

ここで通告と違ってきているということをおっしゃいましたが、統一しないとだめだということをお願いなんですけれども、その統一する考えをお持ちですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事業、いろいろやっております。町でやるもの、それから地域でやるもの、さまざまですし、地域でやるものについて町でこうやりなさいと指導をしているわけではございません。独自であれば、一緒にやるのはもちろんですけれどもね。そういったことですので、地域の独自性ということもあるというふうに思っております。それらを全て把握してということだというふうに思いますけれども、どこまでやれるかというのは非常に難しいところがあるというふうに思っております。

ただ、町の場合、こういった計画が年間で決まっているものについては、それは前もってお話ができるということがあると思いますので、そういったことを地域の方々にお知らせをしておいて、地域で事業をやる場合はできればそこから離れた、離れたといいますか違う日に設定してもらおうとか、そういった工夫はしてもらおう努力と申しますが、そういったことは必要だと思います。

おっしゃるとおり、できるだけ多くの人に参加する、全ての事業です。そういうことがありましたので、そういった努力は必要だというふうに思いますが、全て町

のほうで「この日はほかのものを入れるな」とかそういったことまではなかなかできないのではないかと。地域でも学校関係の事業もあれば地域のそれぞれのさまざまな福祉事業もあるわけでございますから、その辺は地域の中なり町のほうで判断といたしますが、100%全てが土日とかそういったところにやるわけですから、基本的に休みとかそういうときが多いと思いますので、重なるということがあろうというふうに思います。

調整といたしますが、前もってのものについてお知らせをして、できるだけ重ならないような努力といたしますか工夫といたしますか、そういったものは必要というふうに思いますが、町の日で、この日には町がこうだからほかのところはやめてくれとかというものは、なかなか難しいのではないかと私はそう思います。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

特に、私のほうは町でこういうふうにするから強制的なものだということでは捉えておりません。

次に、教育の日は県で条例を定めているということですが、大変申しわけないんですけども、私すごく勉強不足でこういったものを知らなかったんですけども、県または本町ではどのような広報を行っていますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

県の、これは平成17年3月に制定されております。みやぎ教育の日条例ということですね。それで、11月1日をみやぎ教育の日として、またその11月を先ほど申しましたように教育月間として指定といたしますか、そういう期間になっております。県のほうでは、どういうふうな広報というのは具体的にはあれですが、学校関係者のほうに、学校関係で教育月間、そういったものをわかっておりまして、その期間中、いろんな事業等で、事業があった場合にはいろいろ啓発活動をするとかそういったことをやっているのではないかとというふうに思います。

これは、県ではそういうことをやっているというんだと思います。あと、町村でもそれを独自にやっておられるところもあると思います。大和町では、そういったときに趣旨の説明とかそういったものをしながら、そういったものについての啓発活動とかそういったものを行っているというところがございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

存在はするが、広報活動が何かあやふやな状態では、県民としてどのような対策と
いうか対応をすればいいのかわからないところです。

何度言っても繰り返しになりますのでちょっと進めますけれども、町長、この一般
質問の私の回答をしていただくに当たって、南部町がこういった条例を定めた経緯な
どは調べていただいていますか。お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

南部町がやったという話は聞いておりますが、どのような経緯でというところまで
は調べておりません、私は。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

やっぱり調べていなかったんですね。ですから、私が望むような回答がなかなか得
られなかったということで、南部町でこの教育条例というのをつくったのは、大きな
目的何個かありましたけれども、その中で特に「ああ、そうだな、これは当たり前だ
な」と思いながら、現在は忘れがちになっているとか、意識的にやらない、他人の子
供が悪いことをしたとき自由というか普通に叱られるような環境をつくりたいとい
うことで、教育長が推進したということなんですね。ですから、こういった取り組みに

当たって、県ではこういうものがありますと言われてもちょっと方向性が違うというところになってしまったというところなのですが、これは私の通告も悪かったと思うんですけども、そういった政策だということでご理解いただいた上で、大和町では独自の教育条例というのをつくれるかどうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町では、今独自の政策はやっております。先ほども申し上げましたとおり、地域の方々の協力をいただき、学校の先生にももちろん協力をいただき、そういった形で進めておりますので、条例という形ではないにせよ、やり方はいろいろあるんだというふうに思っております。

おっしゃるとおり、今子供の教育環境というものの、どうしても隣同士のつながりとかが薄くなったとか、そういったことによって非常に昔とは変わってきた。昔ばかりがいいわけではないでしょうけれども、そういったことはあると思います。そういったこともあるわけでございますので、これまでも町としましては、先ほども申しましたようにその辺を学校・地域とかいろんな形の中で、そして地域のコーディネーター、学校コーディネーターが入った中でやっております。今、学校コーディネーターがやるのは、さっき米づくりという話をしましたけれども、例えばお掃除に行って一緒にお掃除をして、おばちゃんたちと子供たちが一緒にやってそういったものをやるとか、そういったこともやっているわけでございます。

条例というやり方もあろうかと思いますが、我々はもう実践としてやっているということでございます。よろしく願います。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

通告書のほうにもその成果は認めるところですが、私が求めているのは、この本町の取り組みはどうしてもまだ地域で育てると言っても保護者、または区長さんとかそういった関係各位ぐらいで、一般の町民にはなかなか参加するようなものではないよ

うな気がします。私がさっき言っているのは、やはりそういった子供、他人の子供でも自由に怒れるとかそういったものが、当たり前なことだけれども当たり前のことができなくなった世の中を当たり前に戻そうとしているだけです。

それで、先ほど調べていないということだったのでご紹介しますがけれども、鳥取県の南部町では、のぼりをつくって「大人（おせ）の背中を魅せよう」ということをのぼりに掲げて、大人が子供の見本になるように、手本になるようにということで推進しているのがこの教育条例の大きな目的で、学校に地域が参加していった一定の成果を上げている本町の取り組み方とは若干異にしているということで、こういった取り組みはできないのかということで私お尋ねしているんですけども。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
そういった取り組みもあるんであろうということ先ほども申しました。町としては、そういう形ではなくて今実際やっているということですね。先ほども申しましたけれども、ある一部の方というような表現をされておりますけれども、広く皆さんに協力してもらっていますよ。ボランティアの方たちですね。学校関係者、そのPTAの方ももちろんそうだというふうに思っておりますが、地域の方々、職を辞された方々が支援コーディネーターになって勉強を教えるとか、あとは高校生、学生が入っている部分もあります。もちろん非常に広い幅まではまだまだいないところではありますけれども、それぞれの地域で地域の方々が一生涯懸命応援してくれております。その輪は、確実に広まっていると私は思っております。そういったこともございますので、大和町としてはもう実践に移しているわけですから、これを広めてまいるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
私は、何度も言うように今の取り組みを否定しているものではございません。もっと多くの方が参加できるようなシステムづくりはないのだろうかという提案をさせて

いただいているだけです。以上、1件目の質問を終わります。

2件目ですね。職員力で魅力あるまちづくりを推進せよ。

全国的に、経済的要因、少子高齢化で自治体運営の厳しい中、本町では大手企業の進出、人口増加とおおむね順調に成長している。しかし、個々には問題が山積している現状である。この問題を解決するために、職員力の向上が不可欠と考える。その手段として、職員提案制度の充実、職員による先進地視察、人事評価面接時の目標設定のあり方を検討すべきと考える。町長の考えをたします。

議長 長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長 長（浅野 元君）

少子高齢化が進む中にありまして、本町におきましては企業の進出に伴い人口が増加している反面、早急に解決すべき課題もあらわれておりまして、その対応に精力的に取り組んでいるところでございます。一方で、ここ数年来、定年退職を向かえる職員は増加傾向にございまして、これからの行政運営を支える職員の能力向上を図ることは急務でございまして、効率的な運営を念頭に事務組織の変更や人材育成を進めてきたところでございます。

職員の能力向上には職員研修を基本として考えておりまして、毎年度の研修計画に基づきその職責に応じた階層別研修を主体としまして、実際に担当している職務に関する専門研究やOA研究に対象となる職員を受講させております。このほか、昨年は東北6県の市町村職員や県庁職員を対象とした2カ月間の長期研修に2名派遣、今年度も2名派遣を予定しており、また今年度から新たに始まった1カ月間の主任級研修には1名派遣したところでございます。

長期研修は、職員の知識習得のみならず、ほかの自治体職員との交流を深めることにより、より広い視野を持った職員の育成に効果があると考えますので、今後とも継続していきたいとこのように考えております。

また、職員提案制度につきましては、平成10年度から開始した制度でございまして、これまで115件の提案が寄せられました。提案は、副町長を長とした全課長で組織する提案審査会に附議し、高い評価を得た提案を表彰し、実際の業務等に取り入れられるべき提案等につきましては実施に移しているところでございます。

職員みずからが行政運営の改善と向上について考える職員提案は、事務処理の効率

化等につながるものが多く、また提案が表彰されることにより職員の士気向上にもつながるものでもあり、今後も継続して推進していきたいと考えております。

次に、職員による先進地視察でございますが、これまでも必要に応じて実施しておりまして、過去には自己啓発等を目的として職員による自主研究グループで埼玉県内の市町村を視察もしております。また、先進地の事例等につきましては、職員研修の講義の中で紹介されることもありますし、詳しくはネット検索や電話問い合わせで調べることができますことから先進地視察は少なくなっている状況ではございますが、現地の確認が必要な場合、または直接いろんな意見を聞いたほうがよい場合などは必要に応じて実施しておりまして、今後ともその必要性を考慮した上で引き続き実施してまいります。

人事評価につきましては、職員一人一人が年度当初に設定した目標達成水準を基準日と期末日における目標の達成状況を比較することにより、事業の達成度や成果及び手段等の妥当性について評価するものでございます。人事評価面接時の目標設定のあり方につきましては、担当課長等が目標設定や評価の際に面談を行い、適正な目標の設定や仕事への意欲を高めるよう適宜指導助言を行っております。また、評価する際には、評価結果をフィードバックし、評価に対する信頼性や納得性を確保するために十分な説明を行っているところでございます。

現在の人事評価制度は、平成21年度から実施し、能力評価と業績評価、いわゆる目標設定を行った評価方式の2本立ての人事評価になっておりまして、5年が経過し、職員にも評価方式について定着しつつあると認識しております。また、人事評価は、評価者である担当課長等の評価の精度を高め、公平かつ的確に評価することが重要でありますので、今後も管理職の職員には研修に積極的に派遣し、スキルアップを図ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

大変申しわけないんですけども、先日河北新報に載った記事なんですけれども、「地域課題解決へ 自治体職員学ぶ 宮城富谷でセミナー」というものが載っていましたけれども、このセミナーには大和町の職員、参加しておりますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
はい、そのセミナーには参加していませんでした。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
セミナーが開催されることはご存じだったんですか。もしご存じだったら、参加できていない理由を聞かせてください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
知っていたかどうかというのは、ちょっと今確認はしていないのであれなんですけれども、ただ我々の場合は年間で自治体から出てくるセミナーがございます。スケジュール表をもらっております。その中で、ことしはこのセミナーにこの関係の人をやるという計画を立てております。その計画にのっとってセミナー等は参加しておりますので、そういった形で新たに出てきたものについてはなかなか日程等の調整がつかなくて参加とかが難しいところもあるということ、そういうこともございます。

ですから、我々の場合は、常に年間行事スケジュール、セミナーのスケジュール表がいただけますので、それに合わせた形でのセミナーを基本としているということです。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
自治体の問題というのは刻々と迫っていくので、長期的に対応できるものとそうじ

やないものがありますので、その辺の判断もしていただきたいと思います。

それで、こちらの提案制度ですけれども、平成10年度から始めてこれまで115件ということで、これを14年間で割ると年に8件強なんですけれども、本来仕事をしている上で一人一人の職員が、これは何かおかしいんじゃないかとかそういった問題意識さえ持っていれば、改善方法というのが出てきて、もちろん個人単位じゃなくても課単位でもいいんですけれども、全員参加でこういった提案制度に参加すべきだと思いますけれども、わかる範囲でいいですけれども、職員の全体の何%くらいこの115件の中には含まれているのか聞きたいんですけれども、お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ちょっと意味合いがわかりませんが、提案は全職員からということでございます。当然ですがね。それで、平成10年からということで、何%というのはちょっとどういうふうにお答えしていいか、質問の趣旨が理解できません。済みません。そういうことです。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
職員全員が参加しているかということを知りたいんですけれども、参加していなければ、何%くらい参加しているか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
この提案制度につきましては、対象は全職員です。対象、提案できる職員ですね。
（「答弁の途中で済みません」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

質問がうまく伝わっていないようなんですけれども、全員参加しておりますかという事です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

もちろん全員参加している中でございますが、提案をされた件数がこの件数ということなんです。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

先ほどの重複になりますけれども、仕事をしながらこう行ったほうがいいんじゃないかという自分なりの考えを持っている中で参加していただければ結構なんですけれども、例えば……。ああ、これはちょっと飛ぶから後にします。

じゃあ、次進めますので。

過去に先進地視察を行ったと言うんですけれども、これは数度にわたってあったということですか。それとも、この埼玉県に行ったのが1件だったということですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回、先ほど紹介したものにつきましては、仕事とは別といいますか、今取り組んでいる仕事以外に職員の人たちが町民参加というものの勉強をするということで、自分たちの研究課題として行ったということなんです。そういった制度で町も補助をしてお

りますので、そういった独自のものです。もう一件あったのは、保健師さんたちの方々が先進地に行って、健康体操というんですかね。正式な名前はあるんですが、そういったものを研究に行かれたという、その制度を利用されてはあります。そのほかには、例えばそういった仕事に関係ある場合にはその都度、必要な都度行っているということです。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

そうしますと、もう特に私が問題にするまでもなく、これが町の制度として町長に補助していただく制度にはなっているという理解でよろしいんですか。はい。

ここに、「必要性を考慮した上で」というのが書いてありますけれども、何か余りにも抽象的なんですけれども、具体的な明文がないと公平性を欠くかと思えますけれども、具体的な明文または町長の考えはあるのかお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体的な明文、先ほども申しましたとおり、そういった形で自主的に、積極的に研究する方についてはそういったお手伝いをしますよというものをもう既にやっておりますので、それが一つでございます。

あと、この「必要性を考慮した上で」というのは、これは先ほども申しましたけれども、そういった自主的な研究とは別に視察研修、例えば今かかっている仕事について視察をする必要があるとか、現地を視察する必要があるとかそういった場合については、そういった必要性を考えながらやっていったほうがいいだろうという話です。そういうことです。よろしいでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

やはり、町で推進するのであれば、具体的なものを明文化して、例えばこれは今は必要じゃないんじゃないかということと言われる公平を欠くのであれば、決めておいたほうがいかなものかと思えますけれども。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

繰り返しになりますけれども、先ほどの制度につきましては、そういう制度としてつくっておりますので、具体的にというよりもその制度として職員も知っているわけでございます。そういった、こういう考えでこういう補助をしますよというのが具体的にできております。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

そうであるならば、これは職員の方々に今後いっぱい制度していただいて、先進地を見ていただいて、自分の町にはどういったものが足りないかというものをつくっていただけたらいいかと思えます。

次に、人事評価についてですけれども、1次評価、2次評価と多分あったかと思うんですけれども、1次評価から2次評価で悪いほうに変更されるような例は、把握の場合、推定で構いませんが、どのくらいありますか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

1次評価というのは、まず課長たちがやります。2次評価になりますと、副町長なり教育長なりという形になってまいります。1次評価と2次評価でギャップがある場合は、当然あるというふうに思っております。何件とかというものについては、その

都度その都度違ってまいりますので、一律何%をそうしろとかそういう決め方はしておりませんので、そういったことについては数字的なものはなかなか出せませんが、それは評価でございますので、やっぱりそれなりの立場立場での評価ということがありますから、前者と後者が逆によくなる場合もある判定のこともあるということとはあり得ます。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

やはり担当レベルからは課長が一番近い評価者なので、そのレベルで一番わかるのが1次評価だと思いますので、2次評価で悪いほうに変わった職員がやる気を落とさないように、面接時のときは説明されるかと思えますけれども、そういった配慮が必要かと思えます。

それと、その面接時に今やっている仕事の評価だけじゃなくて、将来こういう仕事をやりたいという職員の方をそういった部署に配属していただくなり、評価を上げるなり、または提案制度で積極的に提案を出している方を評価する、そういった形であるとは信じていますが、いかがなもんですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

評価につきましては、1次評価があったのが一番近いからというお話でございますけれども、それはいろんな見方があるわけでございますから、その評価というものについてはもちろん公正な立場でやるわけでございますけれども、それは変わる可能性はあり得る話だというふうに思っております。前の評価のままですといくんだったら、何も評価なんかしないでいいですもんね。そういうことだと思いますよ、評価というのは。

それから、その配属の関係のお話ありましたけれども、やっぱり職員の皆さんはいろいろやりたいことがある、そういったことはもちろんあります。そういった話も聞きます。我々は、年末には我々のところにいろんなご意見もらうときもありますし、

そういった機会もつくっております。ただ、組織の中でございますから、そのことにそのままなるというふうには限らないということですね。ただ、その考えがあるということは、我々は常に頭の中に持っております、将来的なこととかいろんな中で配慮はしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、言われたから「ああ、そうですか、変われます」ということはなかなか難しい。これは現実です。百九十何人しかいない中で、これだけのものを回します。その中で、好きなところ、好きなところばかり行ったんでは、なかなか組織として成り立たないということもありますし、あと職員にとっていろんなところで覚えてもらうということは、これは非常に人間としての成長にも大変役に立つというふうに思っておりますので、幅広く経験してもらいながら成長してもらいたいというふうに思っております。

それから、その点数、提案があったどうのこうのとかそういったものにプラスという部分ですね。そういったものにつきましては、当然ですけれども、我々だけではなくて、事故を起こしたとかそういうような場合の減点制度はもちろんあるんですけども、減点という決まりはあるんですが、その評価についてはもちろんその担当課長が評価しますし、我々も見ておりますので、そういった部分については十分考慮をした中で評価をしております。以上です。

議長（大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番（千坂裕春君）

そうですね。組織運営で一番大事なものは公平性だと思いますので、その公平性が伝わる人事評価または配属であるべきだと思いますので、そのまま継続していただければいいかと思います。

3件目の質問に入ります。（「千坂議員、ちょっと休憩したいと思うんですけども、よろしいですか」の声あり）ああ、構いませんけれども。

議長（大須賀 啓君）
じゃあ、暫時休憩します。
休憩時間は10分間とします。

午前11時08分 休憩

議長 長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

3件目です。空き家対策条例を制定せよ。

県外行政視察で訪問した鳥根県邑南町では、高齢化が進み空き家がふえ、火災や犯罪に利用されること、また倒壊による危害のおそれもあり、町民の安全・安心な暮らしにも不安を生じていることから、空き家対策条例を制定しました。本町でも検討すべきと考えますが、町長の考えをたします。

議長 長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

ただいまのご質問ですが、空き家条例は空き家の所有者に適正な維持管理を義務づけるとともに所有者に必要な措置を勧告できるなどとして、平成22年7月に全国で初めて埼玉県所沢市が制定いたしました。平成24年時点では、全国の31自治体で制定されると伺っております。また、秋田県大仙市では家屋倒壊のおそれがあり強風時に危険があるとして、所有者へ勧告、措置命令が出され、その後、強制代執行による家屋の解体が行われました。

本町におきましても、東日本大震災後、危険家屋については補助制度を受け解体したものでございます。しかしながら、この対象となるものは住家、人が住んでいるうちですね、のみが対象とされ、所有者等が不在となっている空き家は対象となりませんでした。平成24年6月にも伊藤議員より同様の質問を受け、除去できない理由が経済的なものや震災時に住家のみの解体とした経緯があり、公平性の観点から導入は難しいものと回答したものでございます。

これまでも空き家となっている建物について、近隣住民から倒壊の危険性があり解体してほしいとの要望が寄せられ、町から所有者に対して手紙等により解体を促して

きております。しかしながら、ある建物については震災に耐えたので倒壊のおそれはないと主張し、さらに金銭的な負担はできないとの回答があり、応ずる考えがない状態となっております。条例を制定した場合でも、本人等の合意が必要であり、さらには強制代執行に至るまで相当の期間が必要となります。また、解体等に要した費用は所有者等へ請求することになりますが、回収することが大変難しく、公平性を欠くものと判断されます。しかし、秋田県大仙市の事例では、条例を制定することによりまして指導助言を行うことが可能となったため、自主的に解体した事例も出てきております。

こういった中で、自民党は管理不十分な空き家の増加を受け、防災や治安確保の徹底を図る新たな対策法案をつくる動きがございまして、早ければ秋の臨時国会に議員立法で提出する見通しであると同っており、市町村条例に基づいて対策を強化する事例があるものの、国レベルの法整備が必要であると判断したものと見ております。中間報告では、立ち入り調査権を付与することと所有者や危険除去や修繕を命令できるほか、従わない場合は行政側が強制代執行を実施する内容となっております。こういった動きがありますので、その推移を見守りながら対策を講じてまいりたいと思っております。

議長（大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番（千坂裕春君）

回答の中に、昨年6月に一般質問されました伊藤議員の質問の回答内容がありましたけれども、今回もちろんそれも含めてでございますが、また私のほうに別な方から陳情というかお願い事であった物件ということで今回の質問をしているんですけども、新庁舎が完成した間もない時期に、近隣に空き家があって崩れそうで恐くて、何とかしてくださいという旨の町長への手紙を出したそうなんですけれども、町長、その手紙の存在というのはご存じですか。

議長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

どなたかはちょっとわかりませんが、町長への手紙というのが来ましたら私は必ず見ておりますので、どなたということについてはちょっとあれですが、そういった案件はあったというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

そのときに、すぐに役場の職員の方がその手紙を出した方のほうを訪問されて、現場を確認してくれたそうなんですけれども、そのときの回答として「我々行政は、こういった民間の個人的なものにかかわることができない」という回答だったんですが、平成22年7月にこの埼玉県の所沢市でこういった空き家対策の条例がもうできていたとするならば、こういった回答じゃなくいろいろな調べる方法はあったと思うんですけれども、これでは対応不足かと思うんですけれどもね。いかがなもんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

民間と民間の課題でございますので、行政として立ち入ることはできないという回答だったんだというふうに思います。立場上、それはやむを得ないというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

また、私のほうも議員になってからですから、平成24年以降その方とお話させていただいて、窓口のほうにも相談させていただいたんですが、そのときの回答もそうであって、いろんな自治体のこういった動きのことは私も勉強不足で知らなかったんですけれども、同じような回答だったということはちょっと解せない。「各市町村を調べた上で対応、検討したいくらい」の回答があればと思うんですけれども、いかがで

すか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
このことについて、そのときこういうことがあったとすれば、そういうのも知っていればそういうお話もできたというふうに思います。

基本的に、大和町は大和町の条例の中でやっておりますし、日本国憲法に沿った中でやるのが基本でございます。そういった中でございまして、新たなこういう動きがあるということ、それは勉強していかなければならないところがございますけれども、その段階ではそこにまだ行っていなかったという段階だったというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
このフレーズ、きょう何回使うかわかりませんが、常に問題意識がないからこそ、これが問題だということがわからないから、ほかの案件を調べてみようということにはならないんじゃないですか。問題意識さえ持っていれば、他の市町村ではどういった動きをとっているかというのは自然に見れると思いますけれども、そうじゃないですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
問題意識は、持つ必要が当然あるというふうに思います。常にそういった姿勢を持っていくということは、大切だというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

やはり、私が今後育てていきたいとかやっていただきたいのは、こういったものが、職員が提案制度なり日々の仕事の中で問題意識を持った上で、他市町村ではどういった動きを取っているのかというものを常に意識を持ってやってほしい。町村レベルでは無理だなんて言っていたら、いつまでたってもできない。でも、市町村であっても長がいるんでしょう。県の推移を見ながら、国の推移を見ながらと言うならば、町の長というのは存在感なくなると思うんですけれどもいかがですか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それぞれの役割があります。それぞれの役割の中でやっていかなければいけないと思います。存在感があるかどうかは、そちらの相手が判断することです。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

そうですね。町民の皆さんに判断していただきましょう。でも、町民の生命と財産を守るのは町長の最大の責務だと思いますけれども、その辺のことを再度胸にこれからの町政を担っていただければと思います。確認のため、答弁をお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それは、当然のことです。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

先ほど、他市町村は他市町村というような意見、推移を見ながらと言っても、大和町だってもうかなり危険性高い物件というのは多いんですよ。それを「推移を見ながら」なんていうのは余りにも腰が重過ぎるというか、問題意識がないか、そういうふうに町民に見られていますけれども、そういったものを心に秘めてこれからの町政を担っていただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

議長 (大須賀 啓君)

以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。

続きまして、2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

それでは、早速でありますけれども、通告書に従いまして私の一般質問を始めさせていただきますと思います。

まず、1件目になりますけれども、立地企業への固定資産課税免除の状況はということで、現状の状況の確認をさせていただきたいと思っております。

本町では、企業誘致に向けまして県の企業立地推進課と連携して、多くの企業の皆様に立地をいただいております。本町といたしましても、条例第4号による助成措置と第19号による土地家屋構築物にかかわる固定資産税の減免措置を行っております。また、その他条例を含め、現在の課税免除の状況と免除期間終了後の今後の増収の見通しと、それに伴う中長期的な今後の取り組んでいくべき重要課題に関しまして、町長のご見解を伺います。

1要旨目になりますけれども、まず過去5年間の固定資産税免除申請件数と免除決定の件数に関しお伺いします。(「質問1つ」の声あり)

では、済みません。2要旨目も申し上げます。

免除期間終了に伴う今後5年間の固定資産税の増収の見通しにつきましてお伺いいたします。

3件目になりますけれども、増収開始後の重要とすべき取り組んでいく今後の課題と、その具体的な施策があればお伺いしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしますが、初めに過去5年間の固定資産税免除申請件数と免除決定件数についてのご質問でございますが、立地企業への固定資産税の課税免除につきましては、平成24年度で課税免除が終了いたしました大和町農村地域工業等導入地区におけます固定資産の課税免除に関する条例、いわゆる農工法、それと大和町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例、企業立地促進法、それから及び今年度から適用となります大和町復興産業集積区域におけます固定資産税の課税免除に関する条例、これは東日本大震災復興特別区域法でございますが、の3つの条例が課税免除の制度となっております。

平成20年度から平成24年度までの5年間の固定資産税課税免除申請件数及び決定件数でございますが、これは申請件数イコール決定件数ということで、同数で77件。企業数は23社でございますが、うち農工法が17社、企業立地促進法が6社となっております。

免除件数の内訳でございますが、平成20年度が17件、平成21年度が20件、平成22年度が16件、平成23年度が13件、平成24年度が11件となっております。

次に、免除期間終了に伴う今後5年間の固定資産税の税収開始見通しについてでございますが、引き続き適用となる免除制度につきましては、平成24年度で終了した農工法を除きます大和町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例、企業立地促進法ですが、及び大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例、いわゆる東日本大震災復興特別区域法の2つでございます。今後5年間の免除見込み件数は、企業立地促進法によります課税免除の企業が7社、復興特別区域法によります課税免除の企業数が10社で、合わせて17社でありまして、固定資産税の免除制度が終了いたします平成29年度までの免除見込み総額は約9億5,421万円となります。

平成25年度の見込み額であります3億4,152万円をピークに免除額が徐々に減少することとなりますが、現時点におけます免除企業の免除見込み額でございますので、今後課税免除制度が終了いたします企業立地促進法の平成29年度、復興特別区域法の平成33年度までの間において、新たな企業の免除申請により免除額の増額も推察され

ます。

次に、税収開始後の重点課題とその施策でございますが、税収につきましては多くの企業進出によります固定資産税の伸びや給与所得の伸びによりまして、今後堅調に推移するものと思われませんが、地方交付税につきましてはその算定方式が基準財政需要額から税等の基準財政収入額を減じて算出されることによりまして、町税収入と地方交付税収入の合計におきましては、多くの増加は見込めないことが考えられるところでございます。

また、企業の誘致や進出につきましては、中長期的に見ますと町税収入において支出以上の歳入が後年度において見込めるところではございますが、企業立地や操業開始時点におきましてこの企業立地奨励金や用地取得奨励金など多額の一般財源の手当が必要になってくるところでございます。したがって、これまでどおり大和町第4次総合計画にのっとり事業の効率性や必要性を検討しながらの事業選択、事業実施年度の調整を行いまして、健全財政の維持を図ってまいりたいとこのように考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）

まず、1要旨目の確認でございますけれども、トータルで平成20年度から24年までの間、77件。申請件数イコール決定件数であったということでのご回答でありましたけれども、1点、企業立地促進法の社数が前段で6社で、後ほどのご回答のところでは7社ということでありまして、これはどちらがちょっと正しいのかという点と、あと個人事業者等がこの中に何件ほど含まれていらっしやったのか、いらっしやらないのかというところですね。条例を見ますと、法人のみならず個人事業者も対象となるような条例でございますので、そこを確認させていただきたいと思っております。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

ちょっと数字につきましては再度確認はしますけれども、今後ふえる部分が入って

いるかというふうに。なお確認をさせていただきます。

それで、個人事業者ということでございますが、これについては個人は入っていないですね。全部法人が、対象ではないんですが、町としてお支払いしたのは法人ということですよ。

議長（大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）

それでは、今の現状の状況として申請件数及び決定件数というところでは理解ができましたので、次の要旨に入らせていただきたいと思いますけれども、今後の固定資産税の増収の見込みというところでもありますけれども、まず免除見込み総額に関していえば9億5,421万円ということで、25年度がピークではないかというお話でありますけれども、今回の議会招集の冒頭にもありましたとおり、昨年度もいわゆる言ってみれば黒字決算という中で終わる中、25年度がピークになるということでございますけれども、その点も理解できまして、次にお話をさせていただきたいなと思います部分が、今後の重点課題というところがございます。

冒頭の招集の挨拶にもありましたとおり、昨年来、我々議会のほうからのご提案を申し上げておりました従来地域の定住促進の施策でありますとか、あと南地区の待望でありました南部コミュニティセンターの整備事業でありますとか、大きな事業が具体化する中ではありますけれども、今後の町政を考えた中で一部基準財政収入額から減じられて算出される関係で、総額の増加はなかなか見込めないというお話でもありましたけれども、実際のところ健全な今の財政運営のもと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が78.6%と2.9ポイント改善されるというお話もありましたし、財政健全化法に基づく各指数も良化していく中、ある意味、縦割り行政的なひもつきの事業ではなく、今後より町長のリーダーシップが問われる中長期的な事業を、どんな事業をやっていくのかということが非常に大事になってくるのかなというふうに思います。

その中で、第4次総合計画の全体像を見ていく中でも、これにのっとった形で行政運営をされていく中で将来フレーム、これを見たときにも人口も目標の3万に、8月末で2万7,000を超え非常に順調に推移していると思われましてけれども、今後の企業誘致というところを考えた上でも、現状整備済みの団地も非常に埋まってきている中、

さらなる誘致の方向で進めるのか、それとも3つの将来像での「元気なまち」「安心なまち」「便利なまち」といった中で進んでいる事業、なかなか進んでいないプロジェクトあるかと思えますけれども、もう少し中長期的なところで、今後どこに、どの事業に重点的に投資をしていくのかというところでちょっと町長のご見解をお伺いしたところでありますけれども、ご回答としては「財政の健全の維持を図りながら」ということで「計画にのっとり」というふうにありますけれども、具体的に第4次総合計画の今後どの点を重点として事業計画をされていくのかお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、まず税収という部分で、先ほどもお話ししましたけれども企業さんが進出されてきておるということ、また住民の方もふえているということで税収がアップになっております。それに対して、町として独自の奨励金なり、または制度的に返還といいますが、お返ししなければいけないものがあるということでございます。したがって、今、税収はふえておるところは間違いなくふえておるんではございますけれども、まだまだそういったものが行ったり来たりといいますが、そういった部分での厳しさというのは残っているというふうに思っております。

さらに、先ほども言いましたけれども、企業立地促進法とかそういったものにつきましても、一応期間はあるものの申請がこれからも出てくるという可能性もありますので、企業さんが進出すればですね。そういったことよっての動きもまだあるということですので。

そして、これも先ほども言いましたけれども、町独自の企業立地奨励金なり用地取得奨励金なりということもやりながらやっていくということでございますので、企業の皆様方に進出していただく、人口がふえるということで、非常にいい傾向にあるのは間違いのないのですが、税収がどんどんふえるという状況ではないということですね。

あと、制度的にいえば、例えば極端な言い方をすれば、1,000万円の税収がふえれば750万円の交付税が減るといいますが、1,000万円ふえても250万円しか実質町のほうにふえていかない。こう単純な計算ではないのですが、そういった状況ですので、税収がふえたから、そのものがその分どんどんふえて大きくなっていくという状況にはないというのがシステムといいますが、そういう状況になっております。

したがって、これからも企業の誘致は進めるのかというお話でございましたけれども、そういったものにつきましては企業の誘致、今、宮床の西部地区、西側、仙台大衡線の西側の開発をしてもらっておりますが、あそこに対する誘致とかそういったものは、これからも積極的に進めていきたいということが一つはあるというふうに思っております。

そういった中ではありますけれども、確実に税金は少しずつでも上がってきているということでございますので、今後第4次総合計画を基本としてやっていく中での重点事項というお話だというふうに思っております。第4次総合計画に基づいていますので、先ほど言いました「元気」「安心」「便利」とかそういったものにつきまして、どれがという特化というのはなかなかないところでございますけれども、今現在喫緊では、お話ありましたけれども、もみじヶ丘、杜の丘の人口増に伴います子供の教育環境といえますか幼児の生活環境といえますか、そういったものについては、子供は待っておれませんので、まず今ももうやっているところでございますが、進めていくということが、今現在といえますか中長期といえますか、数年先を見た中でもその辺が出てくるんだろうなというふうに思っております。

そのほかに、安心・安全という意味合いからすれば、いろんな最近の異常気象とかそういったものに対する対応等も必要になってくるかもしれませんが、なかなかこれについては非常に難しいところもありまして、どのレベルがいいのか、そういったものについてまだ国、県のほうと協議をしながらやっていかなければならないところがありますけれども、そういったものについては、当然安心・安全の確保ということは住民にとっては喫緊、大事なことだというふうに思っております。

そういった中でございます。そういったものをやっていくということになりますので、今から何をつくります、かにをつくりますというのは、なかなか今はまだそういう状況にはございませんけれども、第4次総合計画についてのスピードアップはできてるんだろうと。予定よりも少し、人口も早めに来ておりますので、そういったスピードアップは必要なんだろうなというふうに思っております。

具体的に、これはということを申し上げればいいのかもありませんけれども、そこまでの段階といえますか、今はその南地区のことに取り組んでいるところでございまして、まずはそこを整理しなければいけない。または、今回提案しますけれども住宅関係ですね。そういったものについても進めていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

なかなか私も答えづらい質問の仕方をしてしまったかもしれませんが、やはりこの今の重点プロジェクト、これを今後のいろんなプランを練っていく上で、じゃあどのプロジェクトが今一番進められていないという、いろいろ進捗度合いを町長ももちろん、執行部サイドの皆さん認識をされていると思うんですけども、現時点で思ったよりも進んでいない事業というところでいくと、どのプロジェクトがあると今お考えでしょうかね。お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

思ったよりも進んでいないというよりも、逆にいえば思ったより進んでいるといいですか、そちらのほうが大きいのかなという気がします。企業さんの進出とかそういったものにつきましては、第4次総合計画の中もちろん計画はしておりますけれども、これほど弾みといいですか、富県戦略とそういったものに乗って進めるといいですか、計画がこれほど順調にいくというふうにはなかなか思っていないところがありましたし、それに伴っての人口増につきましても2万7,000を超えたところでございますけれども、2年前ですか、2万5,000ということで記念式典といいですかやったところでございますが、それから二年、三年ぐらいで2,000人ぐらいふえたということにつきましても、これはうれしい誤算といいですか、そういった状況でございますので、どちらがおくれているということよりもそういった進んでいる部分、それによって新たな課題が、別なといいですか、それに伴う課題が先送りではなくて前に倒れてきているといいですか、そういった状況にあるのではないかなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

どれがおくれるではなく、予想以上に企業立地等が進んでいると。確かにそういった考えもあるかなと思いますけれども、いずれにせよどれが進んでも思ったとおりのまちづくりはなかなかできなくて、やっぱりある程度の歩調も合わせる必要も確かにあって、バランスのよい発展が重要であるとは思いますが。

そういう中で、企業立地が進んで人口増が進んでいる中、私的に思っている部分でいきますと、「元気なまち」「安心なまち」「便利なまち」でいった場合、この「便利なまち」の点が遅れ気味であるのかなと。特に、人口増に伴って、今、目先は幼稚園、児童館が足りない、小学校が足りない等の問題がありますが、それが経過しますと今度その子たちが高校または大学であるとか、実際に今度勤めに入るという中で、今後中長期的な整備は急いでいかなきゃいけない部分というのは、やっぱり交通ネットワークの整備であるのではないのかなと。

特に、我が大和町は政令指定都市であります仙台市に隣接して、仙台市の方にも仕事で今後来ていただかなきゃいけないわけですし、逆に我々の町民が仙台市で働くというケースもあると思いますけれども、人口の動向移動という意味で、今回バスターミナルができたわけですが、あそこを核にしてという話の中で、うまく民間も使いながら、民間が走れないような路線なりを試験的に行政側で動かしてみようというのの一つの手だと思いますし、全体的な交通網の整備及び河川等を災害復旧工事のみで壊れたところを直すだけではなく、計画的な整備というところで「便利なまち」というところに「安心・安全なまち」と、このプロジェクトのところに重点を置くべきではないのかなと。もう少し力を入れて、企業立地に合わせていく必要があるんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

今のご質問のとおり、「元気」「安心」「便利」という中で、そういったものがどがおくれることなくそろった形で行くという理想だというふうに思っておりますし、そういうふうになるように努力してまいりたいというふうに思っております。

「便利」という部分で今お話ありましたが、交通ネットワーク、ここにターミナルをつくって核としてということをつくっております。利用度合いにつきましては、まだまだ足りないといいますが、もっともっと使えるキャパあるんだなというふうに思

っておりますが、交通につきましては今どうしてもバスだけです。大和町の場合ね。それも宮城交通ということでございます。

今、宮城交通も仙台まで行くのは高速バスだけで、それ以外は泉区でストップになっている状況が宮城交通。それから、他町村のバスにも来てもらっております。また、町民バスはもちろんやっておりますし、あと私立高校の発着等にも使ってもらおうということで、もっともっと使ってもらいたいというふうに思っておりますが、今度秋口に県のほうで、試験的にはでございますが、泉中央までなんですけれども、準急バスといいますが、それを走らせてみようという計画があります。ご承知の方もいるというふうに思いますけれども、それにつきましてはバスが各団地を通っていくものですから、どうしても時間的なかかりが多いと。また、あちらから来る場合にもそういったことが多いということで、まずはこちらから通いだけの便の計画にはなっておりますが、国道4号線をまっすぐ走るといふ計画のバスが試験的にことし……。実は、前にやる予定だったんですが震災等でおくれておまして、そういった予定がなされております。そのことがよければ、また宮城交通とかに働きかけをして、そういったものを通常走らせてもらいますものにするとか、あくまでも試験ということなんです。そういった計画をもう今は県と一緒にやっておるところでございますが、工夫はいろいろしていかなければいけないというふうに思っております。

また、河川の整備ということでございますけれども、河川の整備につきましては吉田川が1級河川ということでございますが、1級河川につきましては今、河床を掘るまたは橋をかけかえるということで、高田橋のところまで、あそこまで順次、今計画してやっております。それ以上、上は県の所管なんです。県のほうでは下流を直してからだねというふうな話でなかなか、それこそ何かあったところの修理ということはやるものの、全面的なところまでは行っておりません。

あと、町でやらなければいけないのはその上流部、明ヶ沢とかあちらのほうですね。あれにつきましては、以前から山林の伐採があったりそういったことで水の出方が以前と違っているということ、八志田堰の問題とかもありますので、これは今年度調査の予算をつけていただきました。それで、川の水の水量とかそういったものを調査した中で、どの部分をどういうふうに改修なりやったら、ああいった洪水といいますが水ましが起きないのか、そういったものを調査するというので今は準備を進めておりますし、同じように舞野の、いつも冠水してしまう道路の周辺につきましても調査を今やっているところでございます。

そういった中で、「安全」という部分ですね。もっとほかにもあるのですが、まず

そういったものを今、頻繁にそうになっているところについて取りかかっている状況でございますので、そういったことについてはこれからも力を入れるといたしますが、今取り組んでおる中でやっていかなければいけないというふうに思っております。

あと、人口問題につきましてですが、大和町、人口はふえておりますが、ご案内のとおり宮床の杜の丘、もみじヶ丘地区、そして吉岡につきましても南区画整理エリアということで、その他の旧町村、吉岡も含めてですが人口減少しているということで、1町の中で増加しているところと減っているところが両方あるという構造になっております。その中で、おっしゃるとおりバランスのいいということは当然考えていかなければいけないということでございまして、これも今、今回予算計上をさせてもらっておりますが、子育て支援住宅といたしますかそういったものについて取り組んでいくということで、課題はいろいろある中でございますけれども、そういったことで一つ一つクリアしていくように努力してまいりたいというふうに考えております。

もちろん、それらについてはそういった予算も必要ですので、今回こういった企業等の進出によって、そういったものが少しずつではありますけれども増加もしておりますけれども、そういったものを有効に利用活用しながら安心・安全、便利な町、地域づくりをやっていきたいとこのように考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）

大分幅広い質問になりましたけれども、非常に前向きな今後のその事業展開に期待するとともに、財政の健全を維持していただくということを期待しまして、次の質問にあと入らせていただきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

それでは、通告に従いまして2件目の質問に入らせていただきたいと思います。

遊休施設の維持管理費とその活用方法はと。

日本における超高齢化と人口減少もあり、全国的には新たな施設整備が難しくなっております。本町では、人口増に伴い施設整備を急がれる地域もあります。しかし、一方では遊休施設化している施設も点在しており、その活用方法を再検討すべき時期に来ていると考えます。このような観点から、以下の3点に関し町長の見解をお伺いいたします。

1つ目。旧嘉太神分校の維持管理費と今後の活用方法は。

2番目としまして、旧宮床山田最終ごみ処分場の維持管理費と今後の活用方法は。

3番目としまして、旧仙台法務局大和出張所の今後の活用方法と現在負担している管理費があるのかという点に関してお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまご質問にお答えしますが、その前に先ほど5件、6件というのがありました。新規の部分ではないかということで確認しましたところ6社、今後5年7社になりましたが、7社の場合、これは新しい会社が1社プラス、新規に加わったということでございますので、数字的には間違いはございませんので、ご報告させていただきます。

それでは、ただいまのご質問にお答えしますが、初めに旧嘉太神分校の維持管理と今後の活用方法についてのお尋ねでございました。この吉田小学校の旧嘉太神分校につきましては、平成16年の3月31日に分校を廃止いたし、廃校といたしたところでございます。これ以降の管理と利用につきましては、平成16年に定めました利用計画をもって吉田小学校嘉太神校舎として位置づけをいたしまして、利用の範囲を吉田小学

校ほか町内の小学校が実施します自然環境の中で充実した学習活動の展開を狙う課外学習で活用しますほか、自然とかかわる体験活動を通して豊かな感性を育む活動に利用する。さらには、集団活動を通して児童相互の理解を深めていくこと、自然の野山の散策、探索をしたりして自然の変化に気づかせる、また集団生活を通して基本的な生活習慣や公衆道徳などについての体験を積むことでの望ましい成長を図ること等を目的として現在利用しているところでございます。

吉田小学校の利活用でございますが、平成16年度から学習計画の中で自然観察等の課外学習として年に10日前後、学習の場として利用を行っていますほか、町内小学校においても課外学習で利用を行っております。吉田小学校嘉太神分校校舎の利活用として、今後とも児童の課外学習のほかに、自然と親しみながらの集団活動の実施などを通して学習などに提供いたしてまいりたい考えです。また、お子さん方の学習活動の目的に沿った施設の維持管理に努めてまいります。

このほかといたしましては、町の文化財の保管管理利用としまして柵沢地区の民具等の保管整理を図る目的での施設利用も行っているところでございます。

維持管理費につきましては、清掃管理等において高熱水も含めると68万8,000円ほど、年間でございますね、となっております。

次に、旧宮床山田最終処分場の維持管理費と今後の活用方法についてはのご質問でございました。大和町一般廃棄物最終処分場であった宮床山田最終処分場につきましては、平成22年12月7日付で廃止の手続が完了しております。現在は、跡地として良好な状態に維持するため、除草作業を地元へ委託しながら管理している状況でございます。

維持管理費としましては、この委託業務費用であり、除草、高木剪定除去作業費30万5,000円となっております。

今後の活用方法といたしましては、これまで太陽光発電の候補地としての検討がございましたが、条件が整わなくて断念した経緯がございます。また、公園などとして利用する提案がございましたが、土地利用に制限があるので現在はまだ実現していない状況でございます。

次に、旧仙台法務局大和出張所についてでございますが、平成21年1月19日に仙台法務局に統合され、郡内の不動産及び商業法人の登記は全て仙台法務局に申請することになりました。また、平成22年5月6日から大和町役場移転に伴いまして、吉岡コミュニティセンターへ証明サービスセンターとして請求機の設置が行われたものでございます。旧仙台法務局大和出張所につきましては、平成22年6月18日に新成長戦略

が閣議決定されたことにより、国有財産の有効活用について東北財務局より紹介があったところでございます。国有財産の活用方法といたしましては、保育所、介護施設、障害者福祉施設、家庭的保育、保育ママというんですかね、あと小規模多機能型居宅介護棟の事業について、地方公共団体が整備を行う場合に定期借地権を利用した未利用国有地の貸し付けが可能となるものでございます。

この物件については、平成24年度に法務局所管から財務局へ財産の所管がえが行われました。町といたしましても、有効活用を検討するため使用料や具体的内容について照会を行いましたが、貸し付けを前提とした土地建物の不動産鑑定を実施しなければ回答できない旨でございまして、数度にわたり協議をしておりますが、具体の金額を把握できない状況となっております。しかし、検討を進めるためには土地建物の図面を借用し、さらに平成24年には現地において建物の内部を見学させていただいております。

今後の利活用につきましては、既に消防ポンプ車庫と防火水槽が設置されているためにこれらを含めた検討を行う必要がございますが、町内全体の中で何が必要なのか多方面から検討を加えているものでございますが、まだ具体には至っておりません。なお、管理費用については、所管が財務局となっておりますために、町としての管理費は発生していない状況でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2番（浅野俊彦君）

まず、1要旨目の嘉太神分校の件でございますけれども、私もたまたまあの辺通りかかるんですけれども、非常に自然環境に恵まれ、調べてみますと校舎自体、昭和56年度に新築された校舎で水洗工事等も完備をしており、周りの環境からすると非常にきれいな、なかなかほかにはない、いい施設なんではないかなというふうに考えます。

そういった意味で、課外学習等で皆さんにご利用いただくことも、我が町のPRにもなるのではないかなと思われるため今回質問させていただいたわけですが、そういう意味で現在吉田小学校の嘉太神校舎ということで位置づけているというお話でありましたけれども、現在利用するに当たってどういった手続での利用になっているのかというのと、昨年度の実績で結構ですので、団体として何団体ぐらいご利用いただいたのかという点を確認させていただきたいと思っております。

議長 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 長（浅野 元君）

嘉太神分校につきましてでございますが、学校の施設ということでございますので、学校に申請をするという形に基本的にはなろうかというふうに思っております。

あと、利用状況でございますけれども、平成16年からずっとやってきておりまして、21年までは大体1週間から2週間ぐらい吉田小学校として利用がございました。それから、25年度には小野小学校として施設見学をしております。その間につきましては、震災とかあった関係でしょうか、ちょっと利用はされてはならないということでございます。それから、そのほかの利用といたしましては、星を見る会というんですかね。そういった、これは学校直接ではない、学校といいますか吉田小学校だけではないと思いますけれども、そういったもの。あとは、PTAの行事で利用ということでございます。

その吉田小学校とかの利用の内容につきましては、自然観察とか、先ほど申し上げたような植物観察とか、あとウオークラリーというんですかね、そういった内容での利用がなされております。

議長 長（大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）

先ほど、吉田のみならず小野小でありますとか星を見る会ということで、あとPTAでありますとか、ある意味幅広くご利用いただいているというお話でありましたけれども、ある意味あそこの施設を見ますと本当に大和町民だけにご利用いただくのではなくて、幅広く仙台市なり他市町村の子供たちにも使っていただけるような施設であり得るのではないかなと。景観としても耐久性という面でも。

そういった目的で同じように使っていただくという位置づけで、今あるのが升沢分校。これが森の学び舎として位置づけて、幅広くご利用いただくような形で今は進めているかと思うんですけれども、実際のところ距離も大分ありますよね。嘉太神分校に比べてかなりやっぱり奥地だという点と、あと校舎自体の老朽化がやっぱりかなり

進んでいて、実際じゃあ近隣町村の子供たちに使ってくれと言っても、なかなか保護者含めて使えるような状況にないのではないかなと。私もちょっと現地、今回見てきて思っております。

そういう意味で、幅広くご利用していただくという、我が町の一つの財産として位置づけてもいいのかなという気がしております、吉田小学校の嘉太神校舎として位置づけるのではなく、今後の方向性として森の学び舎的な位置づけとして広くご利用を推進してもいいのではないかなと考えますが、いかがお考えでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、そういった幅広いご利用ということでございますけれども、現在のところその学校、嘉太神分校につきましては学校の施設という位置づけになっておりまして、森の学び舎につきましては生涯学習管轄ということで、その管理の体系がまた違っているところがございます。そういったところで、森の学び舎と同じような形での利用は、現在のところできない状況だというふうに思います。

今後、そういったものへの切りかえといいますかそういったことについては、どうなんでしょうか。ちょっと制度的にちょっと勉強してみたいと思いますけれども、そういうことでそういった管理の仕方といいますか、あと補助をもらった中の、文科省からの補助要綱の中での利用法とかそういったところもございますので、その辺の整理が必要になってくるのではないかなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

今現在、生涯学習課管轄ではなくということで、今はできないという点は理解しております。今後の位置づけをどうしていくのかということで考えた場合、森の学び舎的なご利用をいただける、今の森の学び舎以上にご利用いただける可能性もあるのではないかと思いますので、先ほどいろいろ助成金の関係等あるというお話でありましたけれども、実際に近隣の大郷町あたりで見ますと中学校を民間に貸したりとか、

いろんな縦割り行政上のいろんな制約を乗り越えて、新たな利活用を考えている行政も出てきております。という中で、ぜひ進めるに値するのではないかなと。

今現在も維持管理費として68万8,000円かかっているというお話でありましたけれども、利用がふえれば光熱費等の負担はふえるかと思えますけれども、現状の1週間2週間の利用で68万8,000円をかける以上に域外の方に多くいらしていただいて、利用料をどういう設定にするのかというのは制度設計をいろいろしていただきながら、検討していただきたいと思えます。検討に値するのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この施設につきましては、嘉太神分校等の位置づけをするに当たってもそれらの目的を設定して、そしてこれまで経営してきた経緯がございます。そういったものも含めて、その制度的な部分につきましても検討というかそういうことは、有効利用する方法ということについて考えることはいいことだというふうに思っております。

また、あそこには文化財とかも置いてありますし、そういった保管の問題とかも出てきますので、そういったほかの課題もあるわけがございますけれども、施設の有効利用という部分ではいろいろ考えていくことは大事なことだというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

そうですね。吉田の人口の減少をいろいろ言われている中ではありますけれども、やっぱり人口減少の歯止めまたは定住化促進の一策にもなり得るぐらい価値ある建物ではないかと思えますので、今後の利活用を期待しまして次の要旨に入らせていただきたいと思えます。

旧宮床山田最終処分場のお話でありました。平成22年の12月の廃止を終えて、今現状のところではいきますと、除草や高木の剪定というところで30万5,000円ほどの費用がかかっているというお話でございますけれども、今後の利活用というところで、私

も昨年の予算議会等でもちょっと発言させていただいた太陽光発電の話、出てまいりましたけれども、その後いずれかの会社さん等から昨年以降何らかの申し出があったのかないのかお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
あの案件以降ということだと思いますけれども、ございません。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

先ほどのご答弁で、昨年の9月以降、新たな申し込みまたは打診はなかったというお話でありましたけれども、あそこに処分されたごみの状況、性質等を考えると、なかなか実際のところ利活用を考えた場合、公園整備といってもなかなか正直難しいだろうと。我々、地元の住民もそんなふうに思っております。

そういう中、8月の20日の河北新報に大きく載っておりましたけれども、仙台の泉にあります埋め立て処分場、延寿、こちらでどのような利活用をしようかという話で仙台市で協議した中で、今回改めてソーラーパネルを誘致するというところで幅広く利用者を今回公募するという動きをとられているようであります。本町として、企業側のアプローチを待っているだけではなくて、公募するという形でこちらから募るといような姿勢も必要なのではないのかなと。毎年、ただ除草作業に30万5,000円、1年で30万5,000円ですが、10年で考えればその10倍ですから、そういう意味で利活用という視点で公募するというのも検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

利用する方法がなかなか難しいものですから、ですからそういったソーラーとかというのは比較的、施設のにも大々的に地下に影響を及ぼすとかはないという部分では有望な企業ではないかというふうに思っております。企業といたしますか。

あそこに、1町5反弱なんですけれども、ただかなりの制限が出てまいりまして、ご承知のとおりあそこには埋めるに当たっても下にシートを敷いてやっておりますし、あと上のほうにつきましても50センチ中にはシートが敷いてあって、そしてそれを壊さないようにということの施設になっております。したがって、木を植えるにしても根が張るので難しいとかそういった制限があるところがございます。そういったことも含めて、この間ちょっといろいろ難しいという経緯があったところですし、あと3段になっておりますので、ということ等があって、決して消極的になっているわけではないんですが、そういった課題があるところの場所でもありますので、そういったことも含めての公募といたしますか、ソーラーに限っていいのかどうかということもあるんだと思いますし、そういったこと、なかなかおっしゃるとおり難しいところではあるんですけれども、あと道路の問題とか電気の問題とか。電気はあるんですが、道路の問題とか水道の問題とかそういったこともございますので、そういった業者に限ったの公募というのも方法の一つだというふうに思いますけれども、それだけに限らず考える必要はあるのではないかなというふうに思っております。

この間の業者さん、プレゼンター、難しかったという理由についてもそれは検証する必要ももちろんあると思いますので、その辺はもう一度見直しをしてみたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2番（浅野俊彦君）

なかなか……。そうですね。打診はありましたが実現に至らなかったというお話の中で、先ほどもお話ありましたとおり面積的に、1町4反、この面積ではというお話もありましたけれども、近隣を見ても加美町で直接やっているわけではありませんけれども、加美町の企業の米屋のナカリさんあたりは1町4反、坪数に直せば4,400坪になるかと思うんですが、2,500坪でなおかつここよりも雪が多い場所でも太陽光発電の設置をされたりという状況もございます。

現状の企業の動向を見ますと、やっぱり電力の値上げが非常に大きくて、特に大規

模事業者においては電気料の値上げが14.25%、これ金額にすると数百万単位で上がる会社もある中で、電力法の改正に伴う特定規模の電気事業者等と新たな契約を結ぼうとしても、今現状、東北地区ですと太陽光パネルを含めた自然光の発電がまだ足りない中、なかなかじゃあ電力の一つの、東北電力の競争相手としていわゆる新電力会社PPS、ここと契約をしようと思ってもなかなか今はあきがないという状況もある中でいろんな会社さんが参入されておりまして、近くでいけば三浦商店さんもあの面積で何とか事業としてなり立つということでやられているわけですし、ぜひ山田処分場の再利用の一つの方法としてソーラーパネル、さらには待っているのみならず、公募も一つの方法であるということでご検討いただけるというようなお話しで受け取りましたが、ご検討いただけるということでもよろしいのでしょうか。

議長 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 長（浅野 元君）
検討といいますが、そういったことを考えていく必要があると。土地の利用ですね。それはあるというふうに思っていますが、ソーラーですと色々な条件はあるのですが、あと送電線の問題とかいろんなほかのこともございますよね。そういったことの条件もございますので、一概に我々だけの思いだけだけでは行くものではないということもございますので、ただ先ほども言いましたけれども、面積では確かに再三が合わない。あと、企業さんがやっている場合には自分の施設のそばだとできると思います。そういった不毛的な利用といいますが、そういったこともございます。
なお、ソーラーとかそういったものにつきましては、そこに限らずですけども、いろいろ勉強していくといいますが、そういったことは必要ではないかというふうに思います。

議長 長（大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）
それでは、3要旨目に入らせていただきたいと思います。
仙台法務局の大和出張所の利活用というお話で問題提起させていただきましたけれ

ども、非常に場所的にも吉岡の中心部にあり、全体的な総合計画を見た場合の「中心商店街にぎわいプロジェクト」、この中にもある商店街の跡地を利用し、にぎわいの場や癒しの場的な空間を設けようというような計画もありますけれども、そういった場にもなり得る、非常に重要な場所ではないのかなと。建屋が向くのかという話がありますけれども、紹介があったということで最近も数度にわたり協議されているということでもありますけれども、直近でありますとこれいつごろ協議されて、どのレベルで、どのクラスの方向士の打ち合わせであったのかをお聞かせ願います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町では、参事に行ってもらっております。

私もあの場所、いい場所だと思ひまして、利用方法はないかというふうに思っております、それで以前からずっと当たっているんですが、先ほどお答えしたように、目的がはっきりした状況でなければあちは不動産鑑定もしないみたいな話。それで、ざっと計算した場合に建物と土地で1億円ぐらいになるそうですが、その6%。標準でやるとですね。そうすると、六百数十万円、七百万円近くのものが年間の賃貸料だよみたいな話、これはがさっとの話なんです、というお話段階なんです。なかなか「これで使うので不動産鑑定してください」、そして言われたら「オッケーですね」という行き戻りのない決定事項の中での話の進めのやり方みたいになっておまして、ちょっと話の進めようがないと。だから、我々とすれば「このぐらいだから、それではこういうことをしよう」とか考えるんですが、なかなかその辺のあれがうまくいっていないということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

お時間ももう押してまいりましたので、なかなか決定事項でないにだめだというお話ありましたけれども、引き続き重要な場所でもあり、吉岡の再開発並びに町民の福祉向上という観点で、引き続き前向きに検討いただくことを期待申し上げまして、私

の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大須賀 啓君）

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

続きまして、4番渡辺良雄君。

4番（渡辺良雄君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

7月、8月と島根県あるいは8月に秋田県、昨日は埼玉県で竜巻が発生と、本当に異常気象がこの最近当たり前のように発生するきょうこのごろです。そんな中で、不測自体対応というか、おくれをとってはならない、想定外であったというのは最近やっぱり許されなくなってきつつあるというふうにも思います。そういったことで、議論を進めさせていただきたいと思います。

風水害等に関する地域防災計画の見直し。

非常に、防災計画、間口が広うございます。風水害の中でも、またこれも間口が広うございます。その中で、今回は土石流災害についてのみだけ焦点を当てて議論をさせていただきます。

地球温暖化の影響でありましょうか、異常気象が頻発をしており、8月の9日秋田県仙北市で「想定を超える」といった言葉が飛び交った未曾有の集中豪雨が発生し、土石流災害が発生して6名の死者が出ました。報道によりますと、午前9時10分に警報が発せられ、仙北市は相前後して災害連絡室や対策本部を設置しましたが、土石流発生情報は対策本部に発生から1時間後の午後0時半、住民への避難勧告は土石流が発生してから2時間20分後に発せられたと。非常に遅かったわけであります。土石流の発生した場所は、仙北市のハザードマップに記載された崖崩れ危険箇所と土石流危険区域に挟まれてはいますけれども、土砂災害防止法に基づく警戒区域には指定はされていなかったということであります。今回の土砂災害の検証、教訓が待たれるところではありますけれども、警戒区域の指定とそれから避難勧告あるいは避難準備情報の発出時期についての見直しの声が上がっているそうであります。

本町には、土石流危険箇所54カ所、地すべり危険箇所8、急傾斜崩壊危険箇所132が指定されておりますが、仙北市のような集中豪雨に襲われることはあり得ると思います。そこで、以下の3点について町長にお伺いをいたします。

最近の異常気象を考慮し、警戒区域の指定見直しは継続的に行われているのか。

2 番目。最近の異常気象を考慮し、情報収集体制や避難勧告発出体制は万全であるか。

3 番目。個別防災訓練の避難訓練中で、避難・立ち退き訓練、これは危険地域居住者の避難でありますけれども、や講習会等は効果的・継続的に行われているか。以上、3 点についてお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをします。

風水害等に関する地域防災計画の見直しについてであります。特に先月9日に秋田県と岩手県に降った集中豪雨に関連します土砂災害にかかわる質問でございます。被害があった当日、気象庁では「これまでに経験したことのないような大雨」と表現をし、「直ちに命を守る行動をとってほしい」と呼びかけましたが、秋田県仙北市におきまして土石流が発生し、6名の死者が出てしまいました。このときの雨量は、秋田県角館市で108.5ミリ、岩手県紫波町で71ミリの時間雨量を記録しております。これまで余り聞かれなかった時間雨量100ミリを超える猛烈な雨が、当たり前のように降るようになってきております。

気象庁では、8月末から特別警報の運用を開始いたしましたが、運用前に発生しました秋田・岩手両県の記録的な豪雨や7月28日に島根・山口両県に降った豪雨についても、この特別警報に相当すると発表しております。

特別警報はこれまでの警報よりもワンランク上位の警報で、台風や集中豪雨によります数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表されるものですが、宮城県においても特別警戒が出てくる可能性が高くなっていることは事実でございます。

仙北市で起きた土石流の斜面は、市のハザードマップに記載した崖崩れ危険箇所と土石流危険区域に挟まれてはいるものの比較的警戒度の低い場所で、被害のあった集落でも多くの高齢者が「ここ数十年、地すべりは起きなかった」、土石流については「今まで生きてきた中で初めてのこと」と話しております。また、土石流の発生については非常に予測が難しく、今回の現場調査を依頼された専門家も「同じような場所

は幾つもあり、崩れる前に見ても危ないと言えなかったのではないかと指摘しております。このように、土砂災害の予測については非常に難しい状況でございます。

さて、警戒区域の指定見直しについてであります。警戒区域の指定は宮城県が平成18年から毎年行っておりまして、今年度も5月10日と7月26日に告示があり、県レベルでの見直しが行われております。大和町におきましては、土石流危険箇所54カ所、地すべり危険箇所8カ所、急傾斜崩壊危険箇所132カ所が指定されていますが、いずれの箇所も警戒区域には指定されておられません。

次に、情報収集体制や避難勧告発出体制についてでございますけれども、河川にかかわります情報収集体制はアメダスやテレメーター等の情報があり、避難勧告等につきましても氾濫危険水位等の基準がありますので判断しやすいのですが、土砂災害だけは避難勧告を発出する基準が難しい状況下にあります。これまでも土砂災害警報は何度となく気象庁から出されておりますが、大きな土砂災害は発生しないところであります。しかし、今回運用が始まった特別警報の基準は、避難指示等を出す一つの目安になるのではないかと考えております。

最後に、避難・立ち退き訓練（危険区域居住者の避難）や講習会等についてでございますけれども、これまで土砂災害にかかわります避難訓練については行ってないところがございます。今回の地域防災計画の見直しにつきましては、震災対策編だけでなく、風水害等災害対策編についても見直しを行うことにしていますので、この中で具体的なものを詰めていきたいと考えております。

今後は、これまでに経験したことのないような大雨が降る可能性が多分にありますので、住民一人一人が安全確保の行動をとるよう防災訓練や広報等を通して周知していきたいとこのように考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番（渡辺良雄君）

警戒区域の指定見直しということで、ことしも5月10日と7月26日に県のほうから告示されたということでもありますけれども、中身を見ますと平成18年とこの今回の指定とは全部符合というか同じでございます。ですので、県に対して町が要望しているものも全部通っているのかどうか。要は、当町から県に対して「このところを見直し」とかそういう問題があるのかないのか、そのところを。町も満足をしたこの数

値になっているのかどうか、お伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
町で専門的な調査というのは直接やっておらないところでございます。常日ごろの管理といいますか、そういった中で危険箇所とか雨が降ったときに災害があったとか、そういうところは把握している中でございまして、そういった中で特別ここを新たにという状況ではない。あと、県のほうで調査したものと考え方が基準的に一致しているという考え方でございますので、現在は町の考えと県の考え、一致しているというふうに考えてよろしいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）
見直しを継続的に行っていただいて、この54カ所、8カ所、132カ所、これが町が望むものと県が指定したものと一致をしているというふうに確認できましたので、これは結構なことでございます。いずれにしましても、考えられないような大雨が降るといふふうになった目で見ていって、見直しが出るのであればまた見直しを行っていただきたいと思います。

次に、情報収集体制の体制、それから避難勧告発出体制について再度ご質問をいたします。

先般の秋田県仙北市では、情報を入手したのが、要するに崖が崩れたという情報をつかんだのが、対策本部に入ってきたのが1時間後ですね。それから、避難勧告に至っては2時間20分後に発出をしているというふうになっております。この理由は、報道によれば、収集体制そのものに欠陥があるのではないかというふうに言われております。町長が対策本部長になられると思うんですけれども、やはり一番大事なものは、これだけの大雨が降ると、土石流だけではなくて河川の氾濫とかもういろんなことを考えなければならないので非常に忙しくはなると思うんですけれども、その中で今回は土石流だけ考えますけれども、一番はやはり本部長のところに情報がどうやって入

ってくるか、どこからとるかということが一番大事になろうかと思います。その点において、今町長はどこから情報をとろうとされているのかご答弁をお願いいたします。

対策本部が立ち上がった場合に、その収集源はどこかということでございます。

議 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

対策本部が立ち上がっておる状況ということでございますので、収集源といたしましては、一つにつきましては職員が現地を調査するという。もうその段階では調査に入っております。それが、まず現地の確認ということになりましょうし、あと住民からの情報ということももちろんあるというふうに思っております。

それから、天気の予測ということになりますが、先ほども申し上げましたが河川とかそういうのですと、例えば国交省の鳴瀬川、北上川下流工事事務所と直接我々連絡を常にとっておりますので、あちらでとった気象の情報または予測、そして水位の上がる予測といえますか、そういったものは常にオンラインといえますか形で来るようにもなっておりますし、我々もそこ以外にもあとインターネットとかそういったもので常につながっておる中での情報収集となります。

それから、当然こちらの状況を県とかにも報告しますので、県とのやり取りも出てくるところでございます。

ただ、その土砂災害というものについて、そういったものについては県からそういう警告は出ますが、今回のような大きな状況になるということが頻繁に起こっている中で、どの段階でそういうことができるんだろうという考え方があるかというふうに思っております。

今回、この特別警報というものが発令される、8月からですね、なっております。当然、こういう警報が鳴る前に我々の段階ではもう、レベルでは災害本部を組んでいる状況になっておりますので、先ほども申し上げた、重複するのですが、こういった特別警報というのが出たということが、今まで以上にレベルが高い情報というふうになりますので、そういった情報の中で判断をしていくということになるというふうに思います。

気象庁のほうから今後その土砂災害について、今までと違った形での情報とかが出るかはちょっとまだ、今のところまだ明確でないところでございますけれども、今と

れる情報とすればそういった中での情報。あとは、やっぱりさっきも一番最初に申しました現地確認といいますが、そういったことが情報の一番大きな確実な入手ソースといいますが、情報源になるというふうに考えます。

議長（大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番（渡辺良雄君）

やはりこの災害防止の観点に立てば、情報収集というのがこれから一番大事になってくよいかと思います。秋田県仙北市のこの情報収集体制、これはやはり土砂災害が起きてから1時間の間、何も入ってきていないというのは、これはやっぱり問題だろうと思います。それが、町の職員の方々とかいろんなの方々、もうあっちこちになりますので、これだけの雨が降るとなると全町が対象ですので、いっぱい見るところが出てきて、土砂災害のほうまで手が回らないというのも実情かもしれません。

この大和町の地域防災計画風水害対策編の中で書かれている自主防災組織、これ全部自主防災組織が全町的にあるわけではなくて、ないところも当然あるわけですが、自主防災組織のところを見ますと、「自主防災組織は」ということで「町に報告」という条項が入っているんですね。こういったあたりをもう少しやはり徹底をすれば、あるいは組織立てをすれば、もちろん大和町の消防団の方々もいろいろ活動するとは思いますが、それ以外にも住民の方々から、あらかじめもう埋め込んでおかなければ、こういったときに役に立たないのではないかというふうに私は考えます。

大和駐屯地の自衛隊でさえもやはり情報収集体制、どうやってとろうかということで、これは町中に住むOB隊員にあらかじめ「こういったときはこういう報告をしてください」という埋め込みをしています。ですので、本部のほうは忙しくなるとそんな指示とかそんなのはしてられませんから、普段から何も無いときに情報収集の手だてをしておけば自動的に入ってくると。そういう策を講じないと、これは生きないと思います。仙北市でそういう体制にあったかどうかはわかりませんが、少なくとも電気、ガス、水道がとまったわけではないのに、1時間入ってきていないわけですね。この現実を捉えれば、それは普段の情報収集体制の整備の甘さがこれにつながっているというふうにしか思えないと思います。ですので、そういう轍を踏まないためにも情報収集体制、これは平時のうちをお願いするところに、地元の区長さん方

でもどなたでも……。区長さんもそれだけの雨が降ると飛んで回らなきゃいけないと思うんですけれども、しかしそういう普段からのお願いをして、たまにはそういう訓練もここではやるようになってはいますけれども、なかなか手が回っていないと思うんですけれども、そういった情報収集訓練ですね。そういったものもたまにやっておけば、そういういざというときの情報入手がとれるのではないかとということで、ぜひお願いをしたいなと思います。

続いて、避難訓練・立ち退き訓練講習会、これもちょっと一部入りましたけれども、一つ気になったのは大和町のハザードマップ、これは平成18年ころ全住民にお配りになったと思うんですが、この認識で間違いはないでしょうか。ちょっとお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
平成18年の配布といたしますか、記録でやっております。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

平成18年にハザードマップが出されて、かなり詳しく出ているという状況でございます。その中で、平成18年に住民の方々にお配りをして、それを訂正するとなるとまた新しいものを出すしかないわけですけれども、ただインターネットに出ている大和町の洪水ハザードマップ、これに我が町のこの役場の住所もそれから廃止された中学校ですね、そういったものも直されていない状況になっていると。

今、大和町にどんどん転入されている方もいらっしゃいますけれども、そういった若い方々にはお配りしていないわけで、こういったものはインターネットで役場のホームページを見て「ああ、こうなっているんだな」というふうに思うかと思えますけれども、何かあったときには、ここで手直しされていなくて、警報なりが発出されて、行ったところが違うということになるとちょっと具合が悪いかなというふうに思います。ですので、お配りしたものについては再度、予算があって、次のお配りにし

かできないと思うんですけれども、ネット上のこのハザードマップはぜひ修正をしていただけないかと思うんですが、この点について答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ネット上といいますか、ホームページに載っているという形だと思いますけれども、それらにつきましては直す……。どうやったら直せるのかちょっと技術的なことがあるのかというふうに思いますが、そういったものがあれば直せる部分につきましては早目に直していきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）
そうですね。役場も住所が違う、それから中学校もなくなった中学校名が出ておりますので、あるいは防災関連機関ですね。これももう既に亡くなった委員、これが掲載をされているということで、これはやっぱり早目に直していただきたいと思います。
それから、今回8月31日から気象庁で特別警報ということで、我が町もこれの周知義務について義務を課せられたわけですが、この周知義務についてひとつお伺いをさせていただきたいんですが、この周知義務どのような方向で……。今、新聞報道で見ましても、各自治体手探り状態というふうにも書かれております。本町もほかではないメールとかも今使っておりますけれども、そういったことも含めまして、周知方法をどのように町長お考えになっていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
警報の周知ということでございますが、そういう状況での周知ということになりますので、そういう状況というのは出たというときにはかなりの状況だというふうに思

っています。今、全体にやるとすれば無線広報がございしますが、そんな中ではなかなか周知というのは難しいのではないかと。現実的にですね。そうしますと、我々、今お話ありましたメールとかそういったものでいろいろと対応できるような措置といたしますかをやっておりますので、そういったものを駆使してやっていくということ。

あとは、先ほどお話ありましたけれども、防災団体とかあとはそういった方々のトップの方々に口頭で伝えられれば、そういった方法も職員としてやらなければならないところもありましょうし、または消防団の皆様方、そういった団体の方々のご連絡、携帯とかも持っておりますので、そういった形でもやっていかなければいけない。一斉にというと、なかなか難しいのが現実だというふうには思います。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

本町の場合、防災無線のほかにメールを使っているわけですが、このメールのほうが何かいま一つ町民の方々に浸透してっていないように思うんですが、何かこう策はないものでしょうか。非常にいい周知方法だと思うんですが、今お伺いしても、多分そんなにふえていないんじゃないでしょうか。メールを受信設定していただいている方々ですね。もう少し広報なり、それからそのほかにどういう手だてがあるのか。自主防災組織を通じるなりなんなり、そのメールの……。ちょっと話が横道にずれているような気がしますけれども、周知方法という点で、メールの受信者の増加という点について、何か知恵ないものかどうかお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

メール登録してもらおうといたしますが、そういった手だてだというふうなことでございますが、これはこういうことをやっているというこちらからのPRといたしますか啓発活動といたしますか、そういったものを徹底していくということと、あとは一人一人に声をかけていくということ、または自主防災組織とかそういったところに、議員お話しのとおりそういった方々に機会あるごとにお願いするとかそういった形で、強

制力とかそういったものはもちろんないわけでございますので、そういった常日ごろからの啓蒙啓発活動といいますか、地道にはなりますけれども、そういったものの積み上げということになってくる。

広報とかそういったものはもちろんあるわけでございますけれども、劇的なというふうになってきますとなかなか今思いつくところがちょっとないんですが、そういうふうな地道な積み重ねがまず基本にあるのではないかというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

防災というのは一日にしてならずということで、地道な広報なり訓練なりが大きな災害を防止してくれるものだと思いますので、またこれからも防災対策についてよろしくをお願いをしたいと思います。以上で1件目の質問を終わらせていただきます。

続いて、2件目に入らせていただきます。

教育施設の改善についてと。

町の教育施設は、修繕5カ年計画に基づき粛々と整備されているところでありますけれども、危険防止の観点や利便性向上の点について教育長にお伺いをいたします。

1点目。宮床小学校の体育館、床の盛り上がり危険と感じますが、暫定的に盛り上がった部分をかながけで除去してはいかがか。

2点目。小野小学校3階の天窓からの輻射熱で、夏は非常に高気温になっております。現在はすだれを張る対策をとって、効果はあるというふうに聞いているんですけども、熱気を強制排除するため換気扇の性能を強化して、天窓近くのもっと高い位置につけかえてはいかがか。

3点目。宮床中学校は、新体育館が建設されて以降、行事の際に来場者駐車場が不足であると聞いております。荒天時、ぬかるまない砂利舗装を含んだ駐車場を増設する考えはないかお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、ただいまの教育施設の改善についてのご質問にお答えをいたします。

学校等の教育施設にかかわります施設の維持修繕につきましては、ご承知のとおり教育委員会事務局におきまして教育施設の維持修繕の補修計画を毎年更新して定め、優先順位を決めて施設修繕による補修に努めておるところでございます。

そこで、宮床小学校の体育館、床の盛り上がりにつきましては、児童の安全に配慮すべきものと考え早速補修をいたしました。今後とも維持補修は計画的にしていきたいと思いますと考えております。

次に、小野小学校の3階天窓からの輻射熱で、夏、高温になるということから、平成20年度においては熱遮断フィルムの張りつけを実施したほか、校舎においても先ほどお話がありましたとおり、すだれを敷いて、さらに遮光する工夫も実施をして対応を行っているところでございます。今後も引き続き対策を考えてまいりたいと考えております。

また、宮床中学校における諸行事の来校者駐車場につきましては、砂利敷きなどによるぬかるみ対策ができるか検討してまいりたいと考えております。学校とも今後駐車場確保での課題部分を整理いたしながら、検討を進めてまいりたいと考えます。

町教委としましては、学校施設にかかわります維持修繕には保護者会の意見も伺い、また学校からも要望をいただきながら、児童生徒が安心して学習ができる教育環境施設設備の点検維持を図ってまいりたいと考えております。各学校には、保護者会との連携を深める中で要望等の確認をいただいております。そして、必要の都度、町教委に意見を届けていただいておりますので、これからも学校教育施設の維持補修に対し検討を加えながら、適切に整備対応を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番（渡辺良雄君）

宮床小学校の床の補修ということでございますが、これはいつ行われたのか教えていただきたいと思っております。

議長（大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

お答えいたします。

ご質問が出た後、至急行いました。

議長（大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番（渡辺良雄君）

質問をさせていただいてすぐにやっていただいたということで、もうちょっと早くやっていただきたかったかなというふうにも思いますけれども、しかしけが人が出ない間に補修をしていただいてということで、これは本当によかったというふうに思います。補修して、床面が薄くなって床が破れることがないのか、ちょっと今度は心配する部分でございますけれども、いずれにしましてもこれらは修繕計画の中でまた長期的な対策ですね、これらをお考えになっていただきたいと思います。

それから、小野小学校につきましてですけれども、小野小学校の3階、私この夏休みの一番暑い日じゃなからうかと思う日に学校に行かせて、実際に体感をしてまいりました。ちょうど夏休み中でしたので、窓が開いていない状況で、さらに暑かったと思うんですけれども、しかし天窓から来る熱気というか、これはやっぱり結構すごいなというふうに感じました。

換気扇が、低いところにちゃっこい換気扇があって、入れても換気扇が作動しているのか作動していないのか全然わからないようなちゃっこい換気扇だったんですけれども、あの換気扇をもっと性能を大きくして、天窓近くのところにいて輻射熱を外に強制廃棄すれば、もうちょっと効果あるんじゃないかなと。費用対効果もあるんですけれども、どれくらいのお金がかかるかはちょっとわからないんですけれども、その辺見積もっていただいてですけれども、費用対効果が出るのであれば、ぜひご検討をいただきたいというふうに思います。

それから、次に宮床中学校の駐車場ですけれども、先般8月31日に宮床中学校の大運動会がございました。町長も、それから教育長も副町長も三役そろい踏みでおいでいただいたんだったですね。ごらんいただいたとおり、非常にグラウンドのコンディションがいい状態での臨時駐車場をつくって車がたくさん入ったんですけれども、ぬかるまない状況で、それでもなおかつ足りないような状況でございました。これが、

少しでも雨が降ってぬかるんだ状態となると、もう全然あの場所には車が入らないということから、ぬかるまない駐車場ということでございます。

駐車場を広げる場合に、短期的に現在のまま砂利敷きで、車が雨が降っても入れるようにする方法と、それからちょっと長期的ではございますけれども、周りは財産区の森林があるというふうに聞いているんですけれども、少しそちらのほうを町全体で考えていただいて、駐車場スペースの拡充を図れないものかどうか。この辺まで含めて、ちょっとご答弁をいただけたらなと思うんですが。短期構想とそれから将来構想、2つに分けてのご答弁をちょっとお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思うんですが、まず長期的にという部分で、これはやはり町全体のビジョン構想があったり関係機関団体との調整、あるいは課題の洗い出しあると思いますので、今ここで私の口からということは難しいと思いますが、やはりいずれ何らかの形で検討は必要かなということは考えております。

短期的な部分なんですが、この間やはり、土曜日でしたかね。運動会の際に、非常に天気が心配な状況がございました。幸いぬかるみ状態がなかったもので、また学校のほうでも従来のトラックを東側に移しまして、そしてトラックがずれたために西側にスペースができたんですね。そこにラインを引いて車をとめるような段取りをして、大きな混乱はなかったというふうに学校のほうからは報告を受けております。

なお、ご指摘のとおり駐車場については、天気のいい日ばかりではありませんので、今後とも学校と連携をとりながら、どうやったら一番望ましいのか、あるいは砂利引き等も含めまして検討を進めていきたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

ぜひともいろんなところから意見を吸い上げていただいて、整備を図っていただきたいなと思います。少し学校の関係者の方々とお話をしましたところ、「なかなか私

たちが言っても聞いてもらえないので」とかという言葉が出てきたりもします。そういったことがないようにお願いをしたいなと思います。

新設の体育館側から回り込む方法と、もう一つは今旧体育館、通路があるわけですが、鉄骨の通路ですね。そこのところを通していただくようなことも学校関係者の方からお話が出ました。しかし、旧体育館に行くのにあそこのところを車通すとすると、非常に生徒児童が通るのに危ないなとも思いますし、いろいろこう考えなければならぬようなことがあるのかなとも思いました。

あそこに屋外のバスケットコート、もうかなり古くなってきて、アスファルトがむき出しになってきていて、学校側から聞きますともう新しい体育館ができたので現実的には要らないと。あれば使わないでもないけれども、ほとんど使わない。もうなくてもいいと、更地に返してもらってもいいですねというようなこともありました。あそこも職員の駐車場としては非常に、先生方の駐車場としてはいいスペースかななんでも思ったりもするんですけども。

それから、もう一つは柔道場についてお伺いしたいんですけども、あれはS A C O予算になっているんでしょうか。それとも、まだ、要するに壊せない建物かどうなのか。学校側に聞きますと、もうあそこの柔道場もなくてもいいと。新しい体育館ができたので、あの柔道場がなくても問題ありませんというようなこともちらっとお伺いをしたんですが、その辺のところはいかにお伺いになっているかお尋ねをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えしたいと思います。2点ですね。

1つは、バスケット、屋外のコートなんですが、学校との話し合いの中で使いたいんだというふうなことがございまして、これも非常に申しわけないんですけど、学校と教育委員会の意思の疎通の面ですね。やはり滞っている部分があるのかどうか、もう一度私のほうから直接確認をしたいと思います。

それから、柔道場のプレハブですね。あそこも柔道の時間、日常的に畳を敷いているわけなので、非常に季節になると授業で行う柔道には有効で、活用したいというふうなお話があったんですね。ですから、その辺についても、2点について、再度、私

直接確認いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番（渡辺良雄君）

かなり教育長と私の見解が違ってしまひて、私も、申し上げていいのかわかりませんが、教頭先生とお話をさせていただいての今ここでお話をさせていただいて、教育長と全く話がかみ合わないということで、教頭先生、二枚舌なのかなとも……。

いずれにしても、学校側の本音というのがあるかと思ひます。ですので、本音をしっかりと探させていただいて、今私がお質問させていただいたのは、あくまで諸行事の際の駐車場不足という観点に立ってのお質問でございますので、その趣旨に沿ってのことでございますので、念のためお願ひをいたします。いずれにしても、駐車場のことでよろしく考へていただきたいと思ひます。

以上で2点目を終わらして、次に3点目にまいります。

3点目……。

議 長（大須賀 啓君）

委員、休憩したいと思ひますが。（「はい」の声あり）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時12分 休 憩

午後2時22分 再 開

議 長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺良雄君。

4 番（渡辺良雄君）

先ほどの教育長にご質問させていただいたことで、もう一つだけちょっとつけ加えさせていただきます。

大衡北四番町線ですか。つい先日、7月に小野工区が完成をして、これから宮床工区が用地買収に入ってこれから本格的になっていくということで、それに関連して学校への進入路も何か新たに、宮床工区から学校に入る進入路がつくようなお話もちょっとお伺いしているんですけども、そういった整備に合わせて学校の駐車場も考えていただけたらなということの付言をさせていただいて、質問を終わります。

それでは、3番目。団地空き地の草刈りについてということでご質問をさせていただきます。

もみじヶ丘団地には幾つかの空き地があり、それぞれの地主さんはみずから、あるいは町の助言等により草刈りをされていらっしゃると思います。特に、お盆前には集中的にきれいにさせていただいて、団地の住民一同感謝しているものと思います。このような中で、一部の地主さんの空き地が草刈りされず、雑草が繁茂している状況でございます。そして、これらの雑草が繁茂する空き地のところでは……。あれ、これおかしいな。これ、質問が飛んでいますね、こっちの……。ちょっとこっちで質問していきます。

一部の地主さんの空き地が草刈りされず、繁茂している。団地の付加価値も下がり、見通しの悪くなるどころでは交通安全上の危険箇所となり、雑草の種が他の宅地に飛び、また害虫発生の温床となっています。これらの雑草が繁茂する空き地の近隣住宅住民の方は、ちょっと不満がたまってきています。町もこのような地主さんに協力依頼をしているところと承知をしておりますけれども、さらなる協力依頼策はないものか町長にお伺いをいたします。

空き地の地主さんに対する協力依頼の内容は、どのようなものでしょうか。

2つ目。協力をいただけない地主さんの全体数は、幾つぐらいありますでしょうか。

3番目。協力をいただけない地主さんについて、今後どのような対策を講じていただけるのか。この3点について町長にお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、団地空き地の草刈りの質問でございます。

町では、住宅団地内におきまして、快適で良好な生活環境の場を確保することと環境美化の推進を図るために環境美化の促進に関する条例を制定いたしまして、空き地の所有者または管理者に対して、適切に雑草または枯れ草を除去するなど必要な措置を講じるよう責務を定めているところでございます。

空き地の管理状況につきましては、毎年6月中旬ごろに現地確認をいたしまして、それに基づきまして、除草が必要な区画の所有者などに「空き地に繁茂した雑草の刈り取りについて」という通知を往復はがきで行っているところです。通知内容につきましては、土地の所有者などは害虫や火災などの発生のおそれがある空き地の繁茂した雑草及び枯れ草の刈り取りをしていただくことになっていることと、自主管理ができない場合は町で刈り取り業者をあっせんすることを案内しております。

平成25年度の対象空き地の区画数は、町全体で460区画となっております。この中で、通知対象となる件数、要するにその段階でまだ草刈りがなされていないといえますが、件数でございますが、吉岡南地区で34区画23件、もみじヶ丘地区65区画62件、杜の丘地区105区画24件、合計で204区画109件となっております。この通知は、7月の末ころまでに回答していただくこととなっております。町に刈り取り業者のあっせん依頼があったものが70区画62件となっております。そのほか、自主管理117区画30件、刈り取り済み2区画2件となっております。

しかし、この通知を行っても未回答が15区画15件ございました。これについては、再度現地確認を行い、管理されていない場合には2回目の通知を行うものでございます。それでも協力していただけない空き地の所有者などはあります。このことにつきましては、環境美化の促進に関する条例では努力義務であり、従わなくても罰則規定はありませんので、強制は難しいものがございます。したがって、町といたしましては、通知を行って回答がない場合でも条例の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただかなければなりません。特に状況が厳しいときなどは、個別に空き地の所有者などに適正な管理をお願いすることになりまして、問題を解決する方法をとらざるを得ない状況となっておりますところでございます。

なお、今年度の未回答、先ほど15区画15件と申し上げましたが、再確認したところ8区画8件は処理済みであったため、残り7区画7件に2回目の通知を発送している状況でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

私もこの通告をさせていただくに当たり、通告の前からずっと草刈りの状況を団地内、1丁目、2丁目、3丁目、杜の丘というふうに確認をしまっていました。お盆前、それからお盆を過ぎてきのうまでですかね。かなり改善をされて、私を感じますに昨年来よりもことしが非常にいい状況にあるなというふうに感じました。これも、通告をしたために慌ててやっていただいたのかなと思えるくらい、かなり……。ひどいところは、葛が繁茂して、もうあっちこちに伸び放題になっていたんですね。そういったところが、今朝ほど確認をしましたところ非常にきれいになっておりました。

過去と比べると、ことしのほうが非常にいいのではないかと思うんですが、もし昨年とことしの違いがあればちょっとご提示をいただけたらと思うんですが、ありますか。それはないんですか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

済みません。ちょっと今は持ち合わせておりません。

議 長 (大須賀 啓君)

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

私、雰囲気的に感じますのは、昨年はかなりたくさん空き地の雑草がそのままになって秋を迎えているというふうに感じますが、ことしは見回りしましたところ、かなりの空き地で改善されているように思います。ぜひこれを今後も、次年度以降もお願いをしたいなと思う次第であります。

やはり、住民の方、特に放置される地主さんの隣の家の方ですね。この隣の方は非常に不満がたまっておりますので、何らか、できたら地主さんに現景観を写真つきで送付いただいて、このような状況になっていますのでということで何度も何度もお願いをしていただいて、ぜひ改善をしていただく。そして、それらの年に1回は草刈りをするという、地主さんにしつけというんですかね、そういうところまではあれなん

ですけれども、ぜひお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議 長（大須賀 啓君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

続きまして、10番伊藤 勝君。

1 0 番（伊藤 勝君）

議長のお許しが出ましたので、3件3要旨でお伺いいたします。

まず初めに、健康マイレージの取り組みについて。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためる特典を利用することができる「健康マイレージ」の取り組みが注目されています。日本一健康文化都市を掲げる静岡県袋井市では、健康づくりの活動をポイントに換算し、公共施設の利用券と交換することができる健康マイレージ制度を平成19年度から全国に先駆けて実施しております。先進的な事例として、健康日本21健やか生活習慣国民運動に紹介されています。

さらに、静岡県では、今年度、全国で初めて県内共通の特典カード「ふじのくに健康いきいきカード」をつくり、現在県内の協力店がふえるよう積極的に働きかけています。この県内の共通の仕組みは、全国知事会先進政策バンクで紹介もされております。

また、政令市の中でも最も高齢化率が高い北九州市では、平成21年に健康マイレージ事業を導入し、40歳以上の市民が、市が認めた運動教室や健康問題関連のイベントに参加したり健康診断を受診すると、景品と交換できるポイントシステムを実施。より充実を図るために、町内会ごとにネットワークを持つ市社会福祉協議会に委託して、マイレージの対象となるイベント数を倍増する取り組みを行っております。

町民健康受診率を上げ健康づくりに励むことで、医療費や介護費の抑制につなげるほか、地域コミュニティーや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できます。ユニークな政策でございます。本町にも取り入れてはどうか町長の所見をお伺いいたします。

議 長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

それでは、健康マイレージの取り組みについてのご質問でございます。

健康マイレージ制度とは、検診を受けたり健康づくり事業に参加するなど、日ごろの健康づくりへの取り組みをポイント化して、町民の方が積極的に健康づくりに取り組むことを支援する制度でございます。

静岡県では、県内の5市3町が協力しまして、協働事業として1年間有効の「ふじのくに健康いきいきカード」を発行して、県内の協力店に提示することで商品の割引等や各協力店が用意した特典が受けられる仕組みの健康マイレージ事業に取り組んでいるところでございます。

健康づくりを応援する目的で健康マイレージ事業が展開されておりまして、事業の特徴や対象者または対象となる取り組みにおきましても、運動に関するものだけではなくて、健康診査の受診、がん検診の受診、健康教室への参加、食生活に関することなど多種多様の取り組み内容となっております。また、静岡県袋井市等、自治体独自の健康マイレージ制度を導入して健康的な生活習慣の定着を目指した健康づくり運動や介護予防、健康料理教室等に取り組んでいるところもでございます。

本町におきましても、健康寿命の延伸、生活の質の向上、壮年期に重点を置いた1次予防を基本方針とし、「健康たいわ21 明るく元気でいきたいわ」を目指し、健康診査、がん検診、健康セミナー、運動セミナー、介護予防事業等を開催して町民の健康づくり及び健康の保持、増進の啓発に努めているところでございます。今後、さまざまな健康づくりの事業を通じ、町民がみずから健康意識を高め、楽しみながら健康増進を一層図れるよう、引き続き取り組んでまいりたいとこのように考えております。

議員ご提案の健康マイレージ制度につきましては、町民の健康づくりを応援する新しい仕組みかと思えます。現在、平成26年度以降の「健康たいわ21プラン 明るく元気でいきたいわ」の第2次計画の策定に取り組んでいるところでありますので、健康たいわ21推進委員会、さらには健康づくり推進競技会等において、健康マイレージ制度を導入しております自治体の取り組み事例または結果、効果等について推移を見守ってまいりたいと思えます。以上です。

議 長（大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

お答えがありました健康たいわ21推進委員会ということで、我が町でも保健福祉課を初め、職員の皆様が一生懸命取り組んでいるところは承知のところでございます。それでも、先進地ではいろんな取り組みを行っているということで、そういう事例を通しながら、やっぱりいいところを我が町に取り入れていくということは大事でないかなと思います。

いろんな各市で取り組んでおります。たまたま今回は静岡県と北九州市の例を挙げましたが、埼玉県や静岡県でもいろんな取り組みをやっているようでございます。また、福岡、兵庫、佐賀、茨城といろんな取り組みをやって、いろんな特色のある先進地事例として……。ちょっと資料は忘れてきました。ボランティアをやることによってポイント化できるとか、健康づくり協力店で食事や買い物をするポイント制度、また介護関係催しの参加に力点を置かれている市町村もありますし、全国の自治体の先駆となった事業で幼稚園や保育園や小中学校などへの寄附という用途もポイントが使えるというような……。静岡県の袋井市ですけれども、これは。また、ウォーキングの目標が達成してポイント化される、それを幼稚園や保育園、小中学校での寄附という用途もポイントが使えるという、いろんな取り組みがあります。

やっぱり、こういう先進地のいい取り組みをぜひ我が町にも取り入れていったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、町は町の考えで健康づくりのために取り組んでいるのは承知していますけれども、こういう先進地の事例を通して、もう少しほかの自治体の健康づくりの取り組みというのを取り入れていってはどうかと思いますけれども、その辺町長どう思いますか。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

健康づくりというものにつきましては、どの自治体においても大事なことといたしますが、そういった中で取り組んでおられるというふうに思います。それぞれの特徴ある事業の取り組みということでやっておられるというふうに思っております。それにつきましては、計画の内容ももちろんそういうことがあると思いますし、またその土地土地の傾向といたしますが、そういったこともあるんだというふうに思っております。

例えば、今は宮城県は全国でもナンバー2の肥満の先進地というか後進地といたしま

すか、でございます。そういった中で、黒川郡大和町あたりは県内でも4番目ぐらいですかね。これもワーストからになっております。今回、大和町ではそういったことも受けた中で、健康たいわ21の中で仙台大学と、この間新聞にもちょっと出ましたが、協定を結びながら、地域の方々の協力をいただきながら、特に鶴巣地区ということですね。そういった対応といいますが、取り組みをしているということでございます。これもそれぞれの特徴ある取り組みの一つということで、やっぱりそういったその地域地域、地区地区、町町の事情に応じたやり方がなされているというふうに思っております。

先進地のいい事例というものにつきましては、もちろん参考にするということ。これは大切ですし、そういったものについて取り組めるかどうかということは、その町に合ったものになっていくかそういうこともありますので、一概に全て取り組めるということはないにせよ、そういったいいものを見るというか知るということは必要だと思っておりますし、そういったものを参考にするということも、それはそれで当然大切なことだというふうに思っております。

今現在は、大和町としまして健康たいわ21、これをずっと続けておりまして、議員ご承知のとおりさまざまな取り組みもしております。さっき言った一例もありますけれども、そのほかにも例えばウォーキングの人たちがそれぞれにコースをつくって、それをイラスト化して、そしてあれ何コース……。十四、五あるんですかね。ああいったものをつくって啓発するとかそういった形もやっておりますので、それぞれの町で特徴あるものをやっていけば、合ったものですね、目標に向かってやっていくことが大切だというふうに思っております。

先進地のいい事例というものは、もちろん参考にして、参考になる分、全部ではなくても部分的に取り入れるとか、そういったことはいろいろ、この健康たいわだけではなくて、必要なことだというふうに思っておりますけれども、そういう考え方の中で地域の特徴ある健康づくりの健康プランをつくっていければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）

ぜひ町民の皆様の健康受診率、または健康づくりに我が町が見本となるような、ま

た医療費や介護の抑制につなげる政策をとっていただければと思いますので、どうぞ
よろしくをお願いします。

次に、2件目に移らせていただきます。

町民ボランティアに助成金を。

八王子市は、東日本大震災の被災地に赴く市民ボランティアに助成金を支給し、市
内で災害発生時に他地域から来るボランティアリーダー（調整役）になってもらう制
度を開始した。東日本大震災では、多くのボランティアが被災地に入ったが、効率の
よい活動のためには、取りまとめる現地リーダーが重要な役割を果たすことがわかっ
てきた。

新制度は、被災地で活動した3人以上の市民ボランティアに対し、市社会福祉協議
会を通じ交通費や宿泊費など助成金を支給し、リーダー候補として氏名や連絡先を登
録し、継続的に災害ボランティア講座や学習会への出席を促す。被災地での経験を生
かし、災害発生時には取りまとめなどの役割を果たしてもらう。本町も町民ボランテ
ィアに助成金を支給してはどうか、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のありました八王子市の助成金については、八王子市災害ボランティアリーダ
ー養成活動助成金という名称になっておるようでございます。この事業は、7月1日
からスタートしたもので、八王子市社会福祉協議会が実施窓口になっておりまして、
ことしの事業費は250万円を予定しております。このうち200万円が市の負担、残り50
万円は市民などからの募金を予定しておるようでございまして、募金額が50万円以上
集まれば事業費を増額することになっているようでございます。8月下旬の段階で、
市民や企業から40万円以上の募金が集まっておりますので、募金期間の9月30日まで
には50万円を超えるのではないかと予想されておるようでございます。

この助成金は、東日本大震災の被災地、岩手県、宮城県、福島県、または大雨被害
により被災しました西伊豆、これは7月24日に追加になったようでございますが、こ
の被災地で被災地支援ボランティア活動を行った場合に、1人1回1万5,000円を上
限にボランティアリーダーに支払われる仕組みになっておりますが、この制度を利用
した対象者は全員、市や社会福祉協議会が要請する災害ボランティア活動に可能な限

り応じることが助成金の交付条件となっているようでございます。これは、首都直下型地震や立川断層地震などが発生した場合、八王子市においても大きな被害が予想されており、多くのボランティアが駆けつけると予想されているため、その際にほかから来られたボランティアの皆さんを取りまとめ、被災者ニーズとの調整を図ることができるボランティアリーダーの養成が急務となっているためのものでございます。

八王子市では、現在市内で災害リーダーになってくれそうな人は80人ぐらいいるとのことですが、市の区域が広いことから160人程度をリーダーとして登録したいと考えておられるようで、助成金の対象者をリーダー候補として登録し、災害ボランティア講座や学習会への参加を促していくことにしており、災害発生時にはリーダーとしての役割を果たしてもらうことを目的としているために、このような制度を創設したようでございます。

大和町におけます災害ボランティアセンターの立ち上げや運営につきましては、大和町社会福祉協議会が行うことになっておりまして、平成16年12月1日に宮城県と大和町、それに大和町社会福祉協議会の3者の間でこれにかかわります覚書を結んでいる状況にございます。さらに、大和町にはボランティア友の会の会員の皆さんがおりまして、8月21日現在862名の会員が登録されています。災害時には、この方々の中から災害ボランティアのリーダーを担っていただくこととなりますが、大和町社会福祉協議会では年に五、六人ぐらいの会員を県社教主催のボランティアリーダー研修会に参加していただきまして、リーダーの育成を行っておるところでございますので、八王子市のような助成金については慎重に検討していきたいとこのように考えます。

議長（大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）

大和町にも862人の会員の人が登録されているというのですけれども、東日本大震災には我が町からもいろんな場所にボランティアとして参加されたようでございます。吉田地区では、婦人会が何度か被災地に行ったということを聞いております。ただ、このボランティアも結局は婦人会の経費の中からやっぱり、炊き出し等の食材を含め交通費を全部地元で賄っているというような状況でなかなか厳しい、ボランティアするのにも厳しいというような状況をお伺いしております。

そういう中で、やっぱりボランティアにもいろんなボランティアがあります。私も

黒川病院の除草作業のボランティアとか、秋田に行って除雪のボランティアとか、被災地に行って相手先の、やっぱり食材も自分で持って行ってボランティアもやっています。やっぱりきれい事では済まなく、やっぱりいろいろお金がかかります、そういう部分では。やっぱり何とか、こういう善意だけでは済まない部分がある程度町としてというか、助成が必要じゃないのかなという……。ちゃんと登録して、そういう団体でどこどこに行ってどうしてきたというような状況がはっきりしていれば、何とか助成を出してもいいんじゃないかなという思いがするんですけども、町長は慎重に考えていきたいということですけども、その辺もう一度町長にお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の伊藤議員のお話ですと、お話のあった八王子のボランティアとはちょっと意味合いが違うのかなという気もいたします。この八王子のものにつきましては、リーダーとして育っていただくということで、これから行こうとする方についてはそういった費用弁償を1回払います。そして、そのかわりということはないんでしょうけれども、これからの八王子でのボランティアリーダーとしての研修なりそういったものに参加をしていただいて、そしてリーダーとしてなっていただくという意味合いの制度というふうにこれは私は受け取ったんですけども、そういったところで今うちのほうではそういったものについての、今お話したとおりボランティア活動とかをやっていただいておりますので、そういった助成についてのお話をいたしました。

今、伊藤議員のお話の場合は、通常のボランティアの場合の経費の考え方ということだと思いますので、この内容とはちょっと内容が違ってきているように私は個人的に考えております。ボランティアの難しさは、その辺があろうというふうに思っております。どこまで、ボランティアとは言いながらそういった費用だっかかるわけですし、そういったものについてのあり方。ボランティアの基本的な考え方という部分であろうというふうに思いますので、この件とそれを一緒にということではなく考えなければいけないんじゃないかと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

趣旨がちょっと違っているかもわからないんですけども、リーダー的な存在は必ず必要なんですよね。東日本大震災のときにも、結局は行政の手が回らなくて、消防団とか防火クラブの皆さんのご支援をいただきながら乗り切ったという経緯があります。また、私も朝からずっと見ていましたけれども、まちづくり、千葉課長なんかも大変苦労されて、各行政区へ仕分けするのに1人で朝一生懸命やっていた姿を私は見えています。そういう部分で、やっぱりいろんなボランティアとして、リーダー役としてやっていける養成というか、いろんなボランティアがあるので一概には言えないんですけども、やっぱりこういう我が町でボランティアしていただいて、リーダーになってやっていく、いろんなボランティアがあると思うので、この辺を検討して育成しながら、こういう被災地に行った人たちにもボランティアで助成金を出すというような方向性、いろんな捉え方があると思うんです。

その辺、答えはさっき町長が行ったとおり変わらないんでしょうけれども、そういう方向性でリーダーを育成していくというか、八百何人も町にいるわけですから、ぜひこういう災害に遭ったときに、やっぱり行政の手でなかなか手が回らないところを各種団体のこういうボランティアの皆さんに手伝いをいただきながら、災害を望むわけではないですけども、もし万が一、きのうも埼玉県で突風が吹いて学校の施設がやられて、すぐボランティアで回りのごみ拾いをやったというニュースも出ていたようでございます。そういう部分で、災害ボランティアに対しての取り組みにぜひ検討していただければと思います。その辺について、最後に町長、一言お願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

そういった場合のボランティアというのは、非常に大切なことだというふうに思っておりますし、ご協力いただく皆様方には本当に感謝しております。そういった中でリーダーといいますが、そういった方の育成といいますが、それは大変大切だというふうに思います。各種団体、例えば消防団の皆様方にもお願いする部分もありましょうし、あと婦人防火クラブとか、または自主防災組織とかそういった方々のトップとい

いますか、そういった方々にご協力をお願いすることももちろんあります。前回もご協力をいただきました。

それと、今のお話、先ほどと重複しますが、今ボランティア友の会に大勢の方に入ってもらっておりますけれども、ここの中から毎年リーダー研修という形で五、六名ぐらいの方々に、県の社教主催のそういったボランティアリーダー研修会等にも参加をしていただいております。そういった中で、リーダーの育成といいますが、協力いただく方の勉強会といいますが、そういったことは積極的に取り組んでおりますし、今後もそういった形でご協力をいただきながら地域で、もしそういうことがあった場合にはリーダーとして活躍していただくような、そういったご協力はこれからもお願いしていきたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

ぜひこういうボランティアのリーダー的な存在の育成に取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、3件目に移らせていただきます。

期日前投票を簡単に。

奈良県の大和郡山市と橿原市は、先ごろ各種選挙で期日前投票を行う際に、投票所で宣誓書を記入する手間を省くサービスを開始し、好評を博している。大和郡山市は、市のホームページから宣誓書をダウンロードできるサービスを昨年12月の衆議院選挙から実施。一方、橿原市は各戸に配付する投票入場整理券の裏側に、宣誓書を印刷するサービスを2月3日の投開票だった市議会選挙から導入した。本町も取り入れてはどうか町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、期日前投票の件でございますけれども、期日前投票につきましては平成15年12月から公職選挙法が改正、施行されて設けられた制度でございます、有権者

の投票しやすい環境を整えるために、従来の不在者投票より投票手続がかなり簡素化された制度でございます。期日前投票と通常の投票との大きな違いは、投票日当日に投票できない理由を申し立て、申し立てが事実であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない点でございます。

当町、大和町の期日前投票の手順でございますが、まず投票に来られた肩の投票入場券のバーコードを読み取りまして、氏名、年齢等から本人を確認いたします。次に、投票日に投票に行けない理由をお尋ねし、そして宣誓書を印刷いたします。宣誓書に記載されている氏名の振り仮名、生年月日及び住所に間違いがないか確認をしていただいた上で宣誓書に漢字で署名をしていただき、投票用紙を交付するという流れになっておりまして、投票者の方はその宣誓書に対して署名するだけで投票ができるシステムとなっております。

ご質問の奈良県大和郡山市では、宣誓書をダウンロードで入手できるようにしたものでありまして、橿原市では投票所入場券の裏側に宣誓書を印刷したものであり、いずれも投票者が事前に必要事項を記載することにより、期日前投票所での手続の簡素化を図ってのものでございます。ただし、これらの方法でありましても、期日前投票所で受け付ける際は、持参した宣誓書に基づき本人確認と記載項目に誤りがないか確認する必要がありますので、当町で実施しているバーコード方式の期日前投票とほぼ同じ時間を要するものと考えます。

今後、投票する方にとってどのような方法がよいか引き続き調査してまいります。当面は現在のバーコード方式の投票システムを活用していきたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

今、選挙の投票率が年々低下しているという状況の中で、期日前投票が大分多くなっているような感じが数字的には思われます。しかし、高齢化や、先日は……。

県内では、何市町村がこの宣誓書を裏面に記載している自治体もあるようなので、近くだと加美町がやっているということで、ぜひこういう投票率が低下しない、高齢者等もいろいろ、投票所に来ると上がって、何が何だかわからなくなるという状況下も多々あるみたいなのでございます。そういう部分で、ぜひ選挙のやり方を簡単に

していただければなという思いでこの問題を取り上げさせていただきました。ぜひ、現在バーコード方式でやっているということがございますけれども、ダウンロードで入手できる宣誓書、また期日前投票に持参した入場券の裏に宣誓書等の研究もしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上の質問であります。ありがとうございました。

議長（大須賀 啓君）

以上で伊藤 勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩は10分間とします。

午後3時03分 休憩

午後3時13分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番松浦隆夫君。

5番（松浦隆夫君）

それでは、私のほうから1件3要旨について質問させていただきます。

「どうするせせらぎ公園」という内容でございます。

町は、平成9年から平成12年に大和町武道館と大和町給食センターの南側、ちびっこ広場に2つの池をつくり、それをつなげるせせらぎ公園を1億円強の防衛予算で竣工しました。当初は、この2つ池の間を水が流れるせせらぎ公園の誕生を町民は大変喜びました。この地域は町の中心市街地にあり、教育の拠点として、また古くから八幡原緑地として町の方々に愛されてきた公園であり、歴史文化の拠点として各種行事が催される賑わいの場となっております。

ところが、いつのころからか池の水はなくなり、せせらぎもなくなりました。現状のまま長く放置をしておくのは私は問題があると思ひまして、質問をさせていただきました。このせせらぎ公園を今後どのようにするのか、町長の考えをお伺いいたします。

1つは、当初の公園をつくったときの目的。そして、池の水、せせらぎがなくなった時期とその原因は。

2つ目は、水漏れに対して町のとった対応、処置は。

3つ目としては、今後どうするせせらぎ公園。以上3点であります。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

この公園につきましては、仙台北部中核都市の中心市街地にふさわしい快適な都市空間を確保するため、大和町の表玄関となる町道権現堂線整備事業とあわせて計画したものでございます。当時、この権現堂線沿線には町の教育文化施設が多く建ち並んでいたにもかかわらず、道路の幅員が3メートル程度の狭隘道路でした。車等自動車、歩行者、通学児童が入り乱れて危険な状況でした。住民からの要望もございまして、国交省の補助事業といたしまして、中町交差点から国道4号までの延長630メートルを車道2車線、両側歩道つきで整備したものでございます。

この事業は、シンボルロード整備事業としまして、当時余り認められていなかったグレードアップ分を認められる事業でございまして、交差点ごとに春夏秋冬のゾーンと位置づけ樹木、草花で四季を通して町民にゆとりと潤いのある道路として整備をしたものでございます。

国交省の補助といたしましては、道路だけの整備で完了いたしましたが、公園の整備と水路が残っておりまして、議員お話しのとおり防衛の補助で平成6年から平成11年にかけて公園と水路を整備したもので、船形山から水が湧き、七ツ森から南川ダム、そして農村地帯を通り太平洋に注ぐイメージをこの区間に凝縮したものでございます。

当施設は、給食センター前で循環ポンプにて圧送し、武道館前で切り離す構造になっておりますが、供用開始後、水道水の補給量が多くなり、目視によります施設点検を行い、水路目地の止水対策や給食センター前のひょうたん池の防水処理を行いました。完全な漏水対策には至らず、水道水のかわりに井戸水の検討も行いましたが、結局イベント開催時などに水道水を調整して対応してまいりました。しかし、平成23年3月11日発生の東日本大震災の影響で水路にひび割れなどが発生したため、現在は

水はストップしている状況でございます。

今後、この施設につきましては、防衛の補助事業で整備しましたことから、現在の施設を生かしながら皆さんのご意見も伺い、イベントに合わせた使い方を考え、利用方法を工夫してまいりたいとこのように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

公園をつくった目的ですが、船形山で水が湧いて、そして七ツ森、南川ダム、そして農村地帯に流れる、そして太平洋に流れるとこういうイメージでつくったんだと。あれをつくって、町民の、四季の花々とか木とかいろいろなのを見て、本当にゆとりのあるすばらしい環境だなとこういうふうなことのご答弁でありました。

ところが、これ、供用開始後まもなく水漏れが発生したと。これは、どういうことなのかなということで原因がよくわからないんですが、もう一度この原因をお答えいただきたいとこういうふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

原因ということでございますが、一つには、現在は先ほど申しました震災等の影響もあってのひび割れといいますか、そういったこともあるというふうに思っています。

当初につきましては、目視でいろいろ確認をしておったところでございますが、流れてそして下のひょうたん池にたまって、それを循環して戻してこの繰り返しをするということで、それに水は循環するのでそんなに大量に使うものではないと、もちろんそういう計画で進んでおったところでございます。その中で、ひょうたん池の水漏れということも確認されまして、あれにつきましても補修をした経緯がございます。それから、上がってくる段階でのパイプにつきましては、これも目視ということでございますので、そんなに深くには入っているわけではないんですけども、そこから漏れているということ。あと、水路の目地といいますか、あのつなぎの部分ですね。そこから漏れているのではないかとということでございます。

そういうことで、原因といえば水漏れといいますか、そういったものであるというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

水漏れ、水道水の量が多くなってきたということは水漏れとこういうことだろうと思うんですが、町としてとった対策は水路の水漏れ防止のための目地というんですかね、そこを埋める。もしくは、給食センター前のひょうたん池の防水処置をした。あと、地下をこう通っているわけですから、その管ですね。管の破損。そういうふうなところにいろんな水漏れの原因があったのかなというふうに思います。

ただ、これが供用開始後まもなく発生をしたとこういうことですので、これは工事業者に瑕疵はなかったのかどうか。もし、瑕疵があったとすれば、復旧工事を求めたり、もしくは賠償請求を求めたり、そういうことはしたのかどうかちょっとお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

工事終了後まもなくという表現ではちょっとないと思うんですけども、時期的には早かったということだというふうに思っています。

ただ、瑕疵とかそういった部分でのことはないといいますか、そういった対応につきましては、業者に対しての瑕疵責任等については認められないといいますか、そういう状況でしたので、施工業者に対しましてそれを直してくれとか、そういった瑕疵責任を問うようなことはしておりません。

議 長 （大須賀 啓君）
松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

1億幾らかのお金を使っているわけなんですけれども、そのまま、例えば建物で
ぐ壊れたらどうだというふうな話等いろいろあるんですが、瑕疵責任、これをもっと
強く求めて、そしてできれば元の状況にさせていただく、それが基本的な態度じゃない
かなと思うんですが、この辺についてもう一度伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

瑕疵責任ということでございますけれども、瑕疵責任を問える段階、今の段階では
ちょっと難しいというふうに思っております。

工事につきましては、完成検査等と補助でございますので、その段階で防衛も立ち
会った中での完成検査も受けておるということでございますので、その段階で完成を
認めたということになるかというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

水漏れの場合、外観だけでもう完成と、これで終わったとこういうことなんです
が、実際にはもうまもなくから水が漏れて、決定的なのは23年の3月の大地震だと思
うんですがね。その前に、平成15年に宮城県内陸部の地震がありましたけれども、その
あたりでもかなりダメージあったと思うんですが、これを元に戻すというか、どの
ぐらの予算があれば元の状況に戻るのかという、そういう試算というか概算を見積
もったときはあるんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

正式な図概算の見積もりは、やったことはございません。と申しますのは、その
おり地下といたしますか、大分中に入っているものですから、ですからそういったもの

について調査をすると、やっぱりそれなりに掘り起こすなりそういったことがありますので、だから感覚的というか、ここを直せばどうだとかこの辺を直せばどうだというような大きなつかみはもちろんやったことがあるわけですが、正確に正式なものはやっておりません。そして、その大きなつかみの中でここまでやる、そこまではちょっとかけられないねということで、いろいろ対策を講じてきた経緯がございます。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

水漏れの場合は、大変難しいんだろなというふうに思います。

もう一つは、水道水ですね。ちょっと私は家庭のあれでやったんですけども、1立方というか三百幾らぐらいの金を掛けているんですが、同じ金だとすれば相当の金が無駄になるというかそういうふうなことになろうかと思しますので、3番目の要旨になるんですが、あの状況でというか、今の状況で今後どうするのかということで町長のお考えがあれば伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

あの公園といいますか、せせらぎ公園、トータルで考えるわけですが、防衛の補助事業でもございます。そういったこともございますし、また大きな目的としての憩いの場といいますか、そういった目的があって、そしてシンボルロード整備という形での道路、そして四季の植栽、セットといいますかというような形でございますので、その機能を有効に利用活用できればというふうに思っております。

ただ、お話のとおり水は常に流せる状況には、今はございません。そういった状況でございますので、例えばイベントのときに、人が集まるようなときに水路に水を流すとか、あと例えば池だけですと、上の池ですね。あそこだけですと水はたまっているわけですね。そういうところもございますので、そういった活用とか、また池につきましては囲炉裏祭なんかのときには舞台としてそういった利用もできますので、そ

ういったイベントイベントにおきまして皆さんに楽しんでもらえる演出ができるような使い方を考えていかなければ、そういうふうな考え方を進めていかなければいけないというふうに考えております。

議長 長（大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番（松浦隆夫君）

せせらぎ公園を今後どうするかということで、私なりにというか、町長の答弁の中では、現在状況を生かしながら町民の皆さんの意見を聞いて、イベントに使ったりいろいろしていきたいと、工夫してまいりたいとこういうふうなことです。結局これは今のまま放置をしておくよというような話で、あともう一つはせせらぎ公園を元に戻す、こういう考え方もあろうかと思えます。もう一つは、緑地公園としてあそこを維持しながら、一部駐車場もしくは多目的広場として活用すると、この3つが考えられるんじゃないかなというふうに思います。

私は、前の質問でこの周辺に駐車場の確保ということで質問いたしましたが、昨日コミセンの南側にある消防団、法務局の来客用の専用駐車場、このでき上がりを見てきました。7台分ぐらい整備されて、立派に完成をしておりました。ありがとうございました。

それで、前の質問にもあるんですが、あそこの広場を何とか多目的広場もしくは駐車場等に活用していただきたい、そういう願いから、8月の休みのときだったんですが、東北防衛局に行ってちょっとお話を聞きました。町長の答弁にありますように、補助事業でやった事業ですのでいろいろ問題があるんですが、町であのままにしておくのも一つ、完全に復旧をするのも一つ。もしくは、一部改修するのも、別な目的に、一部ですよ、改修するのも一つということで、いずれにしても町でこうしたいということであれば、防衛補助事業というか適正化法にあるその事業であっても、柔軟に相談には乗れるというふうなニュアンスで、確定じゃありませんので、そういうふうなお答えをいただけてきましたので、町民のニーズというか、今町民があその場所でどんなものを望んでいるのかということで考えていただきまして、もう一度ご返答をお願いしたいと思います。

議長 長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

まず、今の場所の活用といいますか、それについてでございますが、駐車場とかいろいろご意見ありますけれども、あそこは八幡原公園といいますか公園施設でございます。武道館、そして小学校前の校庭、あの一円の緑地の公園ということでございますので、駐車場の考えはあろうかと思いますが、基本的には公園といいますか憩いの地域としてやっていく考え方だというふうに私は考えております。

それから、防衛の方でそういうご回答ということですが、それは町の考え方で柔軟にということでしょうけれども、多分返すものを返してもらえばという条件がつくんではないでしょうか。「そうであれば自由に使っていいですよ」というその柔軟さではないかというふうに思っております、通常ですとそういうことになると、どうしても残存といいますか、そういったものの補助金の返還とかそういった問題もつなげて出てくるというふうには考えております。

したがいまして、先ほど申しましたとおり、今の状況でという言い方になると語弊があるかもしれませんが、今の大きな目的があるわけですから、その目的に見合った使い方を工夫しながらやってきたいというふうに考えておるところでございます。

議 長（大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番（松浦隆夫君）

その目的にあった使い方というか、根本的にせせらぎ公園というか、水がなくなればせせらぎがもうなくなって、目的からもう外れていると私はそういう認識であります。

あと、防衛補助金の適正化法なんですけど、私が柔軟性があるなと思ったのは、役所同士の話になるんでしょうけれども、もうちょっと町で構え過ぎないで気軽に相談というか、こういうふうにしたいんだというふうなニーズだけをしっかり示してもらえれば柔軟性があるんじゃないかなと、そういうニュアンスですよ。ニュアンスだけで話をしているんですけど、こういうふうにしたいと。もう全部あそこを取っ払ってどうしようというんじゃなくて、一部です。あの池と、下の池と上の池と、あとで

きたらせせらぎ公園、あそこのところを縦列駐車ぐらいに何台かとめられるような、子供たちのバスなんかが乗り降りできるぐらいのものを確保していただければなというふうなことでございます。もう一度、どうぞお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
柔軟な対応ということでございますが、今お話の池とせせらぎが防衛の補助費でつくったところでございます。ですから、それが丸きりなものになるわけでございますので、なかなかそれは……。

お話しすれば柔軟に対応してもらえるというニュアンスでおとりのようでございますが、なかなかこれまでのそういった制度上の問題からいったときに難しさがあるんじゃないかというふうに思いますし、先ほども言いましたけれども、トータルであそこの池、せせらぎ、水が流れていない部分もありますけれども、必要な場合には流すとか、池についても池だけで単独で水を入れるとか、あそこをステージにするとか、そういった使い方等々を工夫しながらやっていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）
質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）
以上で松浦隆夫君の一般質問を終わります。
続きまして、6番門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）
議長のお許しをいただきましたので、2件3要旨について一般質問をさせていただきます。

まず1問目ではありますが、町道の維持管理についてというふうなことで、東日本大震災時の町道の災害復旧はほぼ終了をいたしました。沿岸部の復旧工事のための大型車両の交通量の増加により、町道の傷みが非常に著しいところもございます。応急処置はなされてはいるようですが、抜本的な改修が必要と思うので、そこで2点について伺いをいたします。

幕柳大平線の改修改良の予定はあるのかというふうなこと。

2点目、通学路となっている町道に歩道の設置計画はあるのかというこの2点でございます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

ただいまのご質問ですが、東日本大震災から2年6カ月が過ぎたところでございますが、道路を初め公共施設の災害復旧には、議員初め町民皆様のご理解あるご協力によりほぼ完了いたしました。心から感謝申し上げますところでございます。

県内内陸部の災害復旧はほぼ完成しておりますが、沿岸部につきましては今から復旧が加速すると聞いておりました、盛り土材の搬出が本格化するものと思われま。特に、鶴巣地区におかれましては土取り場が多く、山砂販売が行われております。町で現在把握している業者数は8社でありまして、6社はプラントを抱えておりました、洗い砂として販売しているものです。プラントは、1日の処理能力から震災前とほぼ同じ台数または量で、搬入先は生コン会社、アスファルト会社、2次製品製作会社などでございます。しかし、プラントを有しない山砂販売会社は、今から台数が大幅にふえるものと思われま。

現在の町道の舗装構成につきましては、幹線道路以外は舗装厚5センチでございますので、大型車両が1日100台を超える交通量が発生すれば、舗装面に何らかの影響が出てくるものというふうに思われま。

1点目の質問でございますが、この路線は県道塩釜吉岡線を起点としまして、県道大和松島線を結ぶ延長3,800メートルの1級町道でございます。前段ご説明のとおり沿線には土取り販売業者が多く、また一般車両も仙台と松島を連絡するルートから、交通量が多い路線でございます。大平上地区は、人家連檐地区で改良が困難なことから、平成10年に土地改良区と協議の上、集落のバイパス的な役割を持つ町道大平線を

整備、供用しておりまして、集落内には大型車を混入しない対策を行ったものでございます。それ以外の区間におきましては、逐次パトロールを実施し適時的確に補修に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

2点目の通学路に歩道の設置についてお答えいたします。

歩道設置につきましては、交通量、歩行者、道路の形態など総合的に判断し、設置するものでございます。歩道は連続性が大切なことから、途中で歩道が切れて歩行者が車道に飛び出さないようにすることがその理由でございます。しかし、道路沿線の人家連檐地区は拡幅が困難なため、車両が減速するようなドットラインなどで路面標示や側溝敷設、ふたの敷設などにより歩道幅員を確保し、通学路と交通量を勘案した危険箇所を優先的に整備してまいりたいとこのように考えております。以上です。

議長 長（大須賀 啓君）

門間浩宇君。

6番（門間浩宇君）

ありがとうございました。

実は、この話は私、産業建設常任委員会のほうに所属しておりまして、その中でも現地を見ながら、数力所見て歩かせていただいて勉強をさせていただきました。その時点で、特にやっぱり幕柳大平線というのは、町内の町道でも特に交通量の多い、特に大型車両。それに、朝夕は仙台市内に向かわれると思われる、恐らく町外の車でしようけれども、経由点としてあの町道を使って通勤をしている部分もあると思われま

す。

日中は、今町長が答弁なされたように事業所等々の、特に10トンダンプとか大型車両が多く通行をしている町道なんですね。特に、路面もかなり傷みが激しいですし、大平下側、特に県道との接続点に近いところですね。ああいったところは、路面もさることながら側溝も圧迫をされ、民家のほうの塀側によってもうつぶれかけて、もう雨水も流れないような形、ちょっとした雨でも路面を走ってしまうというふうな状況に今陥っているところもあるんですね。

その辺のところから、ぜひ舗装改良をしていただきたいというふうな話を産業委員会でもしてはおるんですが、産業委員会の人、特に都市建設課のここに大畑課長おられますが、一生懸命仕事をしていただいているのは十二分に理解できるしわかるんですが、そこをある程度トップダウンといいますかそういった形で、町長が一言「少し

頑張ってみろや」というふうに言ってくれば、さらに動きが加速をするのではないかというふうに思ひまして、今回私の一般質問にさせていただいた部分でございます。その辺に関して、町長いかがお考え、あるいは存念がありましたらお聞かせ願いたいと思うんですが。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町道の維持管理ということになるかというふうに思っております。先ほど申しましたとおり、維持管理につきましては必要性を見ながら逐次やっているということで、その辺で都市建設課のほうでパトロール等をしながら調査をして、そして優先、順番を決めながら進めているというふうに思っております。

トップダウンということでございますけれども、トップダウンということはあれですけれども、我々もいろんな優先度といういろいろなところを見ながら、そういった中で毎年、例えば当初予算をつくる時とかそういったときにつきましてもそういった場所場所を常に見ているもの、場合によっては我々も現地を見ながらそういった配分をしているところでございます。

皆さん、皆さんが一番最初にやってほしいという思いがあるんだというふうに思います。まだまだ追いついていない部分、このことについてはそういった箇所があるかというふうに思いますけれども、優先順位といいますか、その状況等の判断をしながら、できるだけ早くそういったことが全体に回っていくような努力をこれからもしてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

大和町の第4次総合計画の中にも、今町長が申されておりましたように「優先順位をつけながら」というふうなことで、道路の整備を……。「優先性や緊急性を考慮しながら、町民の皆さんの身近な生活道路である町道の適切な維持管理を図るとともに、整備計画を策定し、これに基づく整備・改良を進めます。」というふうに第4次総合

計画の中の幹線道路の整備というふうな項目の中に1項目入っておるんですが、まさにあの道路は優先順位で言ったら、大和町内の中でも恐らく優先性の早いほうに位置する道路ではないのかなというふうに思います。

先ほども申しましたように、側溝、そういったところの破損とかも結構目立ちますし、今はやりの、はやりというわけじゃありませんが、ゲリラ豪雨とかそういったものでも、しっかりとその側溝なり道路の構造がなされていれば、少々の雨でも機能を発揮すれば何も無いわけですね。当たり前機能やるわけですね。それが、あるんだけど破損して、あるいはその機能をしないとやっぱり災害になるというふうな部分だと思います。一生懸命、都市建設課のほうでもパトロールをし、検査をしながらやっていっているとは思いますが、その部分のことも含めて、特に側溝の部分に関してはその部分だけじゃなくて私の地元のほう、あるいは大崎地区、そういったところ、町道あるところに側溝は必ずあるわけですね。その側溝が機能していないというふうな部分が多々あると思われま。その辺のところは、町長に聞いてもなかなか技術的なことはわからないとは思いますが。

もう一つ、それと舗装道路をつくるに当たっても、先日も言わせていただきましたが、例えば5年に1遍、10年に1遍、あるいは破損したら直していくというふうな順位のつけ方も必要でしょうが、交通量の多いところ、少ないところを調査しながら、見ながら、例えば町道であれば、答弁書に書いてありましたが5センチとか10センチとかのアスファルトの路面というふうに思います。それをワンランク上げて、例えば県道仕様にするとか、そういった高規格の道路を使用頻度によって導入をしていてはどうなのかなというふうな考えもございしますが、その辺のところ町長いかがでございますか。

議長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

工事の内容ということだというふうに思いますけれども、それは町道管理の中でやっていく中で、頻度が多いところとかそういったものについては、従来とそのままいいのかどうかということは考えていかなければいけない部分も出てくるんだというふうに思います。全てが最初と同じでなくたって、災害復旧とかですとその前のと同じレベルという話のものになってくるわけでございますけれども、そういった中では

ありますけれども、余りにも格差があるといいますが、そういった場合にはそういった新たなといいますが、いい方法を選択するという考え方もあってしかるべきだと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

この件に関しては、ならばこのぐらいで済ませたいんですが、最後にこの幕柳大平線、今のところいつごろ施工をする、改良をするというふうな……。恐らく案にも上っていないのかなというふうな気はするんですが、ここで一言町長に……。答弁書の中にはそのことは入っておりません。「逐次パトロールを実施し、適時的確に補修に努めてまいります」というふうな答弁内容なんですが、ならばここで町長に来年、再来年あたりにでも計画に入れながら、予算化をしていくというふうなありがたいお話をいただければ私としては最高なんですが、いかがなものでございましょうか、町長。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

我々も全体を見ながらやっていきたいというふうに思っておりますので、残念ながら具体的なお答えは現在ではできません。

議 長 （大須賀 啓君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

残念ながら具体的な言葉はいただけなかったようでございますが、じゃあ、ならば近々にこのことをご相談いただきながら予算化をして、実現に向けていただければというふうに思いますので、お願いを申し上げます。

次の件ですが、通学路となっている町道に歩道の設置計画はあるのかというふうなことでございまして、「通学路と交通量を勘案し危険箇所を優先的に整備してまいり

ます」というふうな答弁の内容でございます。

なぜ私がこのことを質問の項目に入れたかといいますと、前者もありましたが健康たいわ21とかその辺のところ、特に大和町で、さらに鶴巣地区が肥満度とか国民健康保険の使用料の割と割高な部分とかというふうな高額使用というふうなことで、特に鶴巣が問題視されてございます。その中で、鶴巣小学校ございますが、その中でも結構肥満度が高いのが今問題になっておるところであります、その中で私どものころは、40年前、50年前の話をしませんが、私は小鶴沢ですね。小学校は大崎にありますから、約10キロ。それを歩きとか自転車とか、あと高学年になればバスも使えましたが、そういった形でほとんど送迎なしで、自力で登下校をやったわけですね。特に、やっぱり最近はほとんど送迎つきなんですね。それが原因になっているのかどうかそこはわかりませんが、一つの要因になっているのではないかなというふうに私自身は感じております。

その中で、あれは三本木だね。北目地区の部分ですから、大崎三ノ関線ですね。それと、先ほど申しました幕柳大平線の一部、恐らくそれが登下校時の通学路のほうになっておるかなと思うんですが、このうちでこの道路、歩道がついていないんです。ならば、その部分の解消をしていただくためにも、ならばその町道に、通学路のところ歩道みたいなものをつけていただければありがたいのかなというふうに思って、今回この問題を取り上げさせていただきました。

「ドットラインなどの路面標示や側溝敷設、ふたの敷設などをして」というふうなことなんですが、具体的にどういうふうな形でやろうとしているのか。側溝の敷設とかあの辺のところ、技術的なことも町長にお伺いしてもよろしいですかね。わからなければ、課長のほうでも結構です。再度お聞かせ願えればというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

歩道の件でございますが、今具体の路線が出てまいりましたが、私、歩道一般論として申し上げたところでございます。歩道の考え方というのはそれぞれあるところでございます、歩道、本当は全部あったほうがいいんだろうなとももちろんそうは思います。ただ、今現在ある道路につきまして新たに歩道をつけるとなると、例えば人家があるところとかそういった分、拡幅とかそういったものの難しさもあるという

状況にありますので、そういった場合には今ある道路の側溝等に落としぶた等をしながらその歩く部分を確保するとか、またはドットラインというのは点々といいますが、白いラインのああいうことでスピードを落とすような、運転手に対してそういった表示をしながらその危険を少しでも減らすとか、そういった考え方ということで申し上げたところでございます。

歩道、側溝の場合はそういうふうに落としぶたでふやすとかそういうこともありましようし、あとそのドットライン場合は、そういうところもない場合には少し狭めのラインを引いて、そしてスピードを落としてもらうような工夫をするとそういったことです。専門的な見解ではございませんけれども、そういった基本的な考え方でございます。

議長（大須賀 啓君）
門間浩宇君。

6 番（門間浩宇君）

ありがとうございます。

恐らく現状の町道の部分では拡幅とかは難しいでしょうから、今町長が答弁していただいたような形で側溝の部分にふたをし、側線というか歩道線を引きながら設けていきたいというふうなことなんだろうと思いますが、いつの辺までに実現できそうでしょうか。あるいは、実現するというふうに思っているのでしょうか、これは。再度お聞かせください。

議長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

今申し上げましたとおり、この場所を特定してお答えしている状況にはございません。ご質問で、その道路というものについて、歩道についてということで、一般論といえますかそういうお話でございまして、町道に対する歩道の考え方ということで申し上げました。ですから、いつまでということではないんですけれども、そういったところで、先ほどと同じ考え方になりますけれども、優先度とかそういったものを見ながら必要なところをやっていくという考え方です。どこについていつまでとかそ

ういうものについて、ちょっと今申し上げられない状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

ありがとうございます。

じゃあ、できるだけ町民の安心・安全のため、子供たちのためにもこのことを、この事業を、ならば進めていっていただきたいし、実現に向けて走ってまいりたいというふうに思います。ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

2件目のほうに移りますが、公共施設のトイレ改善についてというふうなことでございます。

排せつは、年齢、障害の有無にかかわらず、人間にとって生命を維持するために不可欠な行為であります。先日、鶴巢ふれあいセンターを利用させていただいた際、特に内部じゃなくて、校庭側とつながったところにある体育館のところのトイレを利用したんですが、和式になっておりました。和式よりも洋式のほうが利用者は多いと思いますし、特に最近は高齢者や子供にとって苦痛を伴うこともあろうかなと思います。設置状況及び今後の整備方針等についてお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

公共施設のトイレ改善についてでございます。本町につきましては、面積的にはかなり広いところでございまして、1町4カ村が合併している経過やもみじヶ丘地区や杜の丘地区が開発されたことなどによりまして、学校や公園、社会教育施設等数多くの公共施設を設置している状況でございます。こうした施設につきましては、多くの皆様にそれぞれの設置目的に従いまして利活用をいただくことによりまして、義務教育活動や社会教育、社会体育活動、地域コミュニティの形成等を通じて魅力あるまちづくりに貢献しているところでございます。

ご質問の和式、洋式便器の設置状況でございますが、町内の主な施設、公共施設のトイレ676個のうち洋式のもの271、和式は405個となっております、洋式は全体

の40%ほどになっているところでございます。生活様式の変化によりまして、近年の建築におきましては洋式を基本として公共施設の整備を図っておりますが、利用状況を勘案しながら順次洋式化を行っています。

ご質問のありました鶴巣教育ふれあいセンターにつきましては、20カ所のうち10カ所が洋式となっておりますところでございます。今後、財政事情の増高が見込まれることによりまして依然として厳しい財政状況が想定されておりますので、使用頻度や事業効果等、財政事情を勘案しながら順次対応を進めてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）
門間浩宇君。

6 番（門間浩宇君）

とくに高齢化社会、それも超高齢化社会というふうに今後なっていくことは目に見えているわけでございます。便器、ちょっと下の話で大変申しわけないんですが、しゃがむことよりも腰かけたほうが楽なものですから、ならばそちらのほうに切りかえていていただいたほうがいいのかというふうに思います。

ただ、直接肌に触れる部分もございまして、それを忌み嫌う人もおります。その辺のところは100%というふうなことではなく、例えば半分とか、6・4の割合とか、その辺のところは計算しなければいけないのかなというふうに思いますが、ぜひこのことも全体の676個のうちの271個、40%というふうになっておるようですが、特に老若ですね。高齢者、若年層の人たちとかそういったところの行く場所を重点的に見ていただきながら、改良を進めていていただきたいなというふうに思います。

そのことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大須賀 啓君）

以上で門間浩宇君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後4時05分 休憩

午後4時14分 再開

議 長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番槻田雅之君。

7 番（槻田雅之君）

議長のお許しが出ましたので、私からは通告に従いまして1件1要旨についてご質問します。

町景観形成における緑化樹（街路樹、公園樹）の役割とこれからのまちづくりについて質問です。

街路樹は、町の景観・緑化・道路環境の保全・環境・歩行者等に日陰を提供していますが、その反面、都市機能や生活環境に支障を来すさまざまな障害を生み出しています。最悪、災害時などに街路樹は人命を奪う凶器となることがあり得ます。このような状況を踏まえ、これからの緑化樹（街路樹・公園・緑道・法面等）の木の役割と管理（倒木防止等）はどのように行っていくのか、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

議 長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、現在、町で管理しております街路樹につきましては、高木につきましてはモミジ、ケヤキ等落葉樹や針葉樹1万453本で、中低木は19万7,173本、主にツツジ等で路線数は17路線でございます。

街路樹は、四季の変化によります形や色、萌芽などで、植物から受けるやすらぎで心理的に潤いを与えるものと思います。また、ちりやほこりを防止し、自動車の排気を浄化する公害対策、交通騒音を防止する交通対策、日陰を与え葉からの水分蒸発により大気を冷涼する気象緩和などが考えられるものでございます。しかしながら、高木が成長するとともに根が伸び舗装面を傷めるなど、管理面において課題もございません。また、街路樹は害虫の発生する場ともなり、駆除に苦慮もしております。以上のことから、街路樹につきましては様子を監視しながら管理を行ってまいりたいと考え

ております。

なお、もみじヶ丘や杜の丘団地の街路樹につきましては、成木で植栽したために根の張りが悪く、強風等で倒木が見受けられることもあります。通常であれば、幼木から植栽し、ゆっくりと成長したことにより地盤の安定の一助にもなるところであります。危険なものにつきましてはぐらつきなどを点検いたしまして、根元より伐採したり、そうでないものについては注意しながら管理してまいりたいとこんなふうを考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

答弁の内容について、何点かご質問したいと思います。

今の答弁で、高木約1万本、中低木約20万本を管理しているということですが、これはあくまでも街路樹のみの本数なのか、先ほど言った公園とか緑地にある法面の木も含んでの本数なのかちょっとお答えください。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

街路樹のみということだそうです。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

今、この樹木の本数なんですけれども、高木でいくと約1万本、中低木であると約20万本あると。そして、これはあくまでも街路樹のみですよという話なんですけれども、この樹木に関しまして資産として算出したことがあるのかどうか。もし、算出した場合どのような資産価値があったかどうか、ちょっとお答えできればお答えをいただきたいと思います。

議 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）
樹木の資産というものについては、やっておりません。

議 長（大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番（槻田雅之君）
それでは、ちょっと管理面についてご質問したいと思います。
答弁の中で、「ぐらつきなどを点検いたしまして」という言葉、あとは「様子を監視しながら管理を行って」いきますという内容なんですけれども、実際公園等や緑地等、街路樹でも構わないんですけれども、定期的な点検は行っているのか。もし、点検を行っているのであれば、どのように行っているのかちょっと内容をお答えください。

議 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）
点検という形、それはやっております。
やり方ですけれども、これにつきましては手で押すとかそういった確認になるというふうに思いますけれども、専門家に根っこを見てもらうとかそういうことでなくて、そういう形でやっておるということです。

議 長（大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番（槻田雅之君）
今の内容で点検を行って、手で押して実際点検していますよという話なんですけれ

ども、これ高木約1万本、例えば公園の木とかを入れるともっと本数はふえるんですけども、これをやるとなったら多分1年以上かかる……。仮に、一本一本やっていたら1年以上かかると思うんですけども、本当にと言ったらいい方悪いんですけども、どのような周期でじゃあ、木を手で押して大丈夫かどうか点検しているのか、その辺ちょっともう一度、ちょっと内容を教えていただきたいと思うんですが。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
点検の方法につきましては、担当課長からご説明させます。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

槻田議員さんの高木の管理はどのようにやっているかというご質問に対してお答えさせていただきます。

高木につきましては、街路樹に限っては剪定作業等をやっておりますので、その剪定作業とあわせてぐらつき等の確認はできます。

それから、いろいろ緑地、それから法面等にも高木があるんですけども、その辺につきましては地域振興公社で除草等をやっていますので、その際に高木もあわせて管理等もできますし、なお我々についても外見で枝が枯れたり、あとそれから垂直に立っている高木がやや斜めになったりそういうもので管理できますので、議員おっしゃる、そんなに時間はかからなくて点検は可能かと思えますので、よろしくお願いたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）
わかりました。

私もここ最近なんですけれども、ちょっと車で吉岡と宮床の街路樹を見て回りましたんですけれども、よくホームページとかでほかの自治体の点検内容を見ていますと、車でパトロールをしているとか専門家をお願いしているという話があるんですけれども、私はちょっと車で回ったときはほとんど、枯れているかどうか、あとは倒木しているかどうか、葉っぱが枯れているか、これしかできなかったのも、実際これだけの本数があるので、確かに今の話だと1年に1回、あとは確かに公社をお願いしているというのでわかりました。

じゃあ、同じように病害虫の除去、病害虫の防除というんですか。実際、薬をまいたりするかと思うんですけれども、その回数とか、実際例えば虫がついたときだけ行ったりとか、定期的にやっているとか、その辺についてお聞きしたいんですけれども、その辺どのくらいの回数でやっているのかお知らせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その内容につきましても大畑課長から説明申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、槻田議員さんの病害虫の駆除はどのくらいやっているかという質問に対してお答えさせていただきます。

25年度ですね。ことしに対しては、住民の方からご連絡いただきまして、モミジ、それから杜の丘に限ったわけではなくて、吉岡の東地区にも街路樹ございますので、何回かは把握しておりませんが、箇所箇所によっては最低3回ぐらいは薬剤を散布いたしまして駆除しております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

今の答弁をちょっとお聞きしますと、定期的に行っているんじゃないかと、あくまでも住民からのそういう要望があったときに行うというふうに捉えました。

じゃあ、次のちょっとご質問に移りたいと思います。

答弁の中で、町長もメリットについてお答えされたんですけども、私もこの街路樹に関しましては大きく分けて5つのメリットがあると考えております。一つは景観上のメリット、景観向上、良好な景観の形成、美しい並木町の造成、町・通りのシンボルやランドマーク。

あとは、住環境のメリットいたしまして、目隠し、環境の生活保全、騒音の低減、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、緑の形成、直射日光を遮る、暑さを防ぐ、冷房費などの低減、降雪を防ぐ、強風を抑える、砂じんを防ぐ、雨を防ぐ、まぶしさを遮る、あと光の影響を防ぐと。

そのほかに、安全上のメリットとしまして、交通安全、支柱・ガードレールの効果、歩道や車道の分離、歩道への車の進入を防ぐ、路上駐車防止。

あと、自然環境上のメリットとしまして、自然環境保全、土壌の浸食を防ぐ、防災、飛び砂を防ぐ、吹雪を防ぐ、火事の延焼を防ぐ、二酸化炭素の吸収と。

あと、経済効果上のメリットとしまして、植栽や剪定上の請負業者が潤うと。あとは、簡単な剪定や落ち葉の仕事に関しましては、シルバー人材の雇用先となるといういろんな効果があるというふうに考えております。

その中で、二酸化炭素の吸収につきましては、維持管理によって排出される部分を考慮すると、本当に効果があるのかという意見もありました。専門家によりますと、毎年剪定して、剪定した枝葉の焼却による二酸化炭素の排出を考えますと、吸収するよりは排出するほうが大きくなるという場合もあるそうです。

それでは、ちょっと今1つメリット挙げたんですけども、そのメリットの町・通りのシンボル、ランドマークに関してちょっと質問したいと思います。

街路樹の中で、仙台市の常禅寺どおりのケヤキ並木、東京外苑前のイチョウ並木、北海道ではポプラ並木とかいろいろな全国的に有名な並木道があります。また、桜の名所としましては大河原の一目千本桜や涌谷城、加護坊とかこの辺いろいろと桜の名所もあります。この辺で言いますと、近場で言いますと泉のパークタウンの桜並木が有名です。

大和町では、桜祭りの会場になる南川ダムの周辺に1,000本以上の桜があります。これを今より整備して、宣伝をして、町の名勝とするお考えがあるかどうかをお聞き

したいと思います。また、福島には花見山というところがあるんですけども、大和町の町の木であるモミジ、町の花であるツツジで大和町のシンボル、ランドマークとして既存の公園または新規に町の名勝として整備するお考えがあるか。整備するお考えがあれば、どのような整備を考えているのかをちょっとお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、南川ダムでございますけれども、今、千本桜ということで1,000本以上あるというふうに言われています。整備の仕方、これ以上に力を入れるかということでございますが、今春先の桜祭りとかそういった形でお客さんに来てもらっておりまして、今も随分多くの方々に来てもらっているというふうに思っております。どっちかという、里より少し遅いですから、そういった意味ではこちらで終わった後にまだあちでもやれるよという、そういった特徴もあるんじゃないかというふうに思っております。整備につきましては、今から特別大きくということじゃなくて、これまでのような形で管理をしながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、町としての新しい名所といいますか、つくる考えがあるかということなのかというふうに思いますが、町の町木はモミジでございます。そして、町花がツツジということで、今、例えば郵便局の前とかあいったところにもモミジが植わっておりますし、あと低木としてのツツジ等も植えておるところでございます。これからどこを整備してそこを名所にするという考え方というのは、今のところはまだないところでございますが、そういった形で今、道路道路でいろいろ特徴のあるといいますか、プラタナスが植わっていたりそういう並木がありますので、あいったものを適正に管理しながら緑豊かな憩いの地域にしたいというふうに思っております。

それから、今は総合運動公園からおりてくる宮床中町線ですね。あそこは、ライオンズクラブの皆さん方にご協力をいただきながらしだれ桜、毎年大変なご苦労があるようございますが、やってもらっているというふうになっておりまして、あいったことももっと10年も経ったらすばらしくなるのかなというふうに思っております。

今、町として独自にそういった場所をとということではなくて、今あるものについてはきちっと管理をしていく。将来的にもう全くないということではないとは思いますが、現段階では今の状況といいますか、新たなものについては特別な具体の考え方は、

現在はないところです。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

私も先ほど言ったように、ちょっと吉岡の町、街路樹見まして、今ちょっと町長の話のあった郵便局の前ですか。まほろばの前なんですけれども、確かにあそこは街路樹とてもいいんですけれども、結構あそこも剪定がまだ、ちょっと剪定しなきゃいけないかなと思っております。逆に、あそこの吉岡小学校と前の役場の前の通りが一番きれいに思えました。あと、団地で言いますともみじヶ丘のほうは結構剪定はされているんですけれども、やっぱり杜の丘がひどいと思っております。

あと、ちょっと気になったのが、やっぱり役場前の通りですね。あと、吉岡から先ほど町長が言ったように体育館への道路、これもしだれ桜でちょっと元気がないなど私は思っていたんですけれども、先ほど町長の話であったんですけれども、これからは幼木から植栽してゆっくり成長していくというふうに考えているということなので、何か私的に見ればもうちょっと立派なと言うのは失礼ですけれども、何かあったらいいのになと思っておりました。

では、ちょっと次に移らせていただきまして、デメリットについてお話したいと思います。

デメリットなんですけれども、デメリットの中身としましては、先ほどあった倒木による弊害、水害時の弊害、落下物による弊害、障害物としての弊害、救助活動での弊害、補償への問題、日照への弊害、根による弊害、維持管理に関する弊害、電波、花粉、眺望、景観、動物、薬剤、名勝化による弊害、雨の後の弊害といろいろな弊害等はあるんですけれども、現在町に寄せられる街路樹等の弊害で、どのような内容が一番多いのかお聞かせできればお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

弊害という形では、害虫が発生とか、それはよく桜の木とか、去年あたり、ことし

随分多かったように思います。また、宮床小学校でこの間事故がありました。先ほどありました、木が折れて車3台ほど壊してしまったというようなことがございます。あとは、川なんかには水が多く行ったときに枝がたまるといいますか、そういったことではないかというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）
弊害内容によって、町の対応もいろいろ。害虫問題であれば薬剤散布ですか。倒木にしては撤去、枝であれば剪定が必要かと思うんですけども、仮に日照問題とか花粉等とかのクレームが来た場合、どのような指示を関係所轄に伝えるか、ちょっとどのような対応をすべきかどうかお聞かせできればお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
日照ということになれば、葉っぱの繁茂とかそういったことが影響するのかなと思いますし、また木が、突然ではないでしょうけれども、大きくなり過ぎたということがあるんだというふうに思っております。景観ということもありますので、ただ単にばっさり切るということではなく、そういったものを、日照であれば日が差すような剪定をすとかそういうことが一つあるのかなと思っております。

それで、もう一つは何でしたっけ。日照と……。ああ、花粉だ。失礼、失礼。

花粉については杉花粉とかあるかと思いますが、花粉の苦情というのは来たことがないです。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）
ありがとうございました。

答弁の中で、もみじヶ丘、杜の丘団地のちょっと街路樹について成木で植栽したためとかそういうものがありましたね。そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。

過去に、もみじヶ丘から杜の丘へ通る日吉台中学校の前の通りあるかと思うんですけれども、あそこから、日吉台中学校から杜の丘2丁目、サンクスだの販売センターだのあるんですけれども、あその通りなんですけれども、何年前ですかね、3年くらい前ですかね。日吉台中学校の前の杉かヒノキか、結構大きな木が倒れまして、それ消防署も出たんですけれども、倒木問題がありました。そのときも、それがもとであそこのほうを伐採した経緯があります。また、過去にあそこの、桜ではないですが珍しいピンクの花が咲くしだれている木が植えてあったんですけれども、あれも毛虫が発生するということで伐採しております。去年あたりですと、台風の影響で民家の屋根にちょっと木が1本かぶさったというのがありまして、何本かまとめて伐採しております。

伐採したことによりまして、街路樹のますというんですかね、木を植えている枠とつかあると思うんですけれども、あそこに結構雑草が生えております。今後、この箇所ですね。街路樹を伐採したところに関しまして、どのような対策をする予定なのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）
伐採につきましては、そのとおり、あその地区につきましては一旦造成する段階で木をどけて、また植えかえたんですね。ですから、非常に木の数も多いということ。それで、繁茂しているという状況でしたので、さっき議員がお話しのとおりの伐採とかそういったことがあった状況でございます。

その後の管理の方法ということでございますけれども、そのことについては大畑から説明をさせていただきます。

議長 長（大須賀 啓君）
都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

植樹ますにつきましては、今現在地面すれすれで根本で切っておりますので、まだ町長のほうにはこういう方法でやりたいということはお話していませんけれども、私の考え方とすればもう少し掘り下げて木を、根っこを切って、その植樹ますについては生コン、モルタル等でふさいで歩道の一部として利用していただければ、歩道の有効利用が図れるんじゃないかという考えでもっております。あくまでも私1人の考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番（槻田雅之君）

私もあそこの、「植樹ます」というんですか。私は「街路ます」と思ったんですが、植樹ますなんですけれども、あそこに大変雑草が生えているというのがありまして、あそこも私の考えなんですが、やっぱりコンクリートで埋めてフェンスにするとか、これ実際泉中央の一部で行っているやり方なんですけれども、そういうやり方。あと、また経費をかけないんであれば、畑でよく見かけるように黒いビニールシートをもう覆っちゃって雑草が生えにくくするとか、そのような対策が必要かと思うんですけれども、そのような対策につきましては、今、大畑課長もモルタルで埋めるのも一つの方法ですよあったんですけれども、その対策につきましては、町長はどのようなお考えなのかちょっとお聞かせください。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

その土地利用につきましてはですけども、歩道として利用がされるということで、そのほうが地元の方、利便性があるということであれば、そういった方法もあろうかというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

町長から、地元の利便性を考えて、考慮して、その辺を対応していくという言葉をお聞きしましたので、ちょっと次に移らせていただきたいと思います。

今後の管理方法ということについて質問したいと思います。

今の管理方法も確かにあるかとは思いますが、提案としまして、現在一部の公園で行っている方法ですね。行政区長を通して管理しているやり方なんですけれども、これを街路樹や法面も地区に管理してもらおうという方法はどうかかなと私は考えております。あとは、行政区長を通してではなく、直接個人と町民行政との協働として行う、これアダプトプログラムというそうなんですけれども、あとは里親制度というのを実施してはどうかと。

里親に関しましては、街路樹が植えられている植樹ますの清掃、除草、水やりなど簡易で日常的な管理活動を引き受ける一方、目の高さの下となる剪定、やっぱり脚立でも届かない木に関しては当然ちょっと厳しいので、目の高さより下ですね。実際、2メートルくらいまでの木に関しまして、剪定や害虫の駆除といった作業をお願いすると。ある自治体では、もうロータリークラブやライオンズクラブに依頼しているところもあります。また、街路樹や法面の目の前の家の方ですね。あとは、実際店舗があれば店舗の方をお願いして管理してもらっている方もあるそうです。このような管理方法をテストケースとして行ってみるのはいかがなのか、その辺町長のお考えをちょっとお聞かせください。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

そういった高木管理等をまず地元へ委託するということが、これは大変結構なことだということに思うのですが、高木の作業になりますといろいろ危険もつきまとうということで、以前に地元の方へお願いするに当たっても、低木とかそういったものについてお願いをし、高木については例えば公社とか、そういった高いところへ上がるとかそういったものについては、そういったことをお願いした経緯が前にあったんではないかというふうに思っております。高木まで全部お願いするとなると、いろい

る危険といえますかそういったこともついてくるということもありまして、そういった課題があるというふうに思います。

それから、里親制度とかそういったものにつきまして、これは非常にいい制度だというふうに思うのですが、例えばあるエリア全員がそれぞれ全部の里親になってもらえるかどうかといった課題とかもあると思うんですね。この木はいいですけども、そっちは違いますよとかとなってくると、全体の管理としては非常に難しいことも出てくるのではないかと。制度的には非常によろしいのですが、そういった課題はあるんだというふうに思います。よく桜の木とかでもやったりしますけれども、そういった木になりますと、例えば1年、2年の世界じゃなくてずっと一生物になってくるわけでございますし、皆さんにやってもらうということは大変結構なことだというふうに思いますけれども、そういった課題もあるので、そういったものの整理が必要になってくるのではないかなというふうにも思います。

議長（大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7番（槻田雅之君）

一部ちょっと町長と食い違いありましたので、ちょっとその辺修正したいと思うんですけども、私はあくまでも高木に関しましてはやっぱり行政が行うと。あくまでも低木のみですと。今やっている、行政をお願いしているのを、要は街路樹や法面の一部もお願いすると。あとは、やっぱり先ほど言ったように個人的に家の前、例えば街路樹のますであれば、そのますの前におうちがあるのであれば、その方はボランティアで……。実際、もみじヶ丘で言えばプラタナスですか、結構大きな葉が秋には落ち葉となるんですけども、実際家の方がはいてくれてごみ袋とか、人によってはスプレーとかで害虫駆除している方もいますので、逆にそういう方と町のほうでちょっとお願いしますよという形、実際の取り決めのほうをしたらいいんじゃないかという感じで言っています。

だから、全てを行うんじゃないかと、例えば街路樹のます1本とか、あと法面であれば家の前の一部とか、先ほど言ったように全部するのが一番よろしいんでしょうけれども、実際それにはさすがにここは受けられないとかあるかと思うので、そういう形でテストケースとしてやってみるべきではないかと思っております。

あと、もう一つ。これに気づいたのは何かといえますと、先ほども杜の丘の日吉台

中学校の話をしたんですけれども、実際日吉台中学校の前も、あそこのますも結構刈られているんですけれども、あそこも実際大和町の管理に入るんだと思うんですよね。でも、実際、日吉台中学校の用務員さんなのかシルバーの方かわからないんですけれども、中学校の方が草刈り機で草刈っているんですよ。それを見るたびに、本来であればこれは大和町がすべき作業じゃないかと。実際、その方はもう当然ボランティアとして中学校の生徒の安全・安心のために行っているんですが、そういうのがちょっとありましたので、やはりお願いするときには逆に、先ほども中学校の話をしたんですけれども、その辺ちょっと管理してもらえないかとか言ってもらえれば、やるほうも少しは快く引き受けてくれるのかなと思ったのでこういう話をしました。

その件につきましても、もう一度、再度お考えがありましたらばお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的に、地区なり地元の人なりそういった方々にご協力をいただいて、そしてその管理と申しますか、やることは大変いいことだといいますが、ありがたいことだというふうに思っております。その中でいろいろと課題が出てくる部分はあるかと思えますけれども、基本的にそういった自分たちで管理をするとかきれいにするとか、そういったことは大変ありがたいというふうに思っております。

なお、その日吉台中学校の件につきましては確認をしたいと思えますけれども、そうやってやっていただけるのであれば大変ありがたいことですし、また町として御礼もしなきゃいけないというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

私は、街路樹というのは都市の重要な緑の一つであり町民の貴重な財産なので、守っていくことが必要だと考えております。ただ、一方、道路を通行する人や通行の安全性を確保するためにも重要なことなので、やむを得ず撤去する必要もあるかと考えております。

通り一遍の管理ではなく地域に合った管理を行うことが必要で、街路樹がなくなってもクレームは余り来ないと思っています。これ、実際杜の丘のほうで伐採されたときに、ほとんど実際20人に1人くらいですかね、ちょっと「何であんなに緑の木、切っちゃったの」と言う人がいたんですけども、ほとんどの人が「見通しがよくなったよかった」という意見を聞いております。そのように、逆に今、街路樹というのが余り、最近の人たちという言い方は悪いですけども、新しい団地のほうから言われれば余り重宝がられないという感じです。

そして、なおさら家の植木も同じなんですけども、高齢化が進みますと管理面や費用面を考えまして、植木を伐採してフェンスにする家庭もふえておりますので、街路樹も場所によりましてはもう伐採しまして、フェンスとかにする必要があるのではないかと考えております。

また、これを行うことによりまして、よく職員さんが街路樹のクレームからのストレスが解消されるのではないかと考えております。これ、私、団地のほうに行きますと、結構やっぱり街路樹で葉っぱが、実際電話しているかどうかはわからないんですけども、まずに葉っぱ落ちるとか虫が来てとかといろいろな話を聞きますので、実際それが町の職員さんのほうのクレームになってストレスが減れば、少しでもありがたいかなと考えております。

また、あと草刈りや剪定等の定期的な費用の削減があるかと思っておりますので、やはりある程度伐採とかというの必要なのではないかと考えておりますが、そのことにつきましては町長のご意見がありましたらばお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

緑といいますか、環境につきましてでございますので、基本的に緑があったほうがいいという考えは私は持っております。ただ、そのことが住民の方々にとって危険になるとか苦痛になるとかそういうことであれば、そのことについては当然それに対応することになってくると思います。

維持管理ということについても、確かにいろいろ費用的にもかかるわけではございますけれども、そうはいつでもやっぱり緑というのは憩える場ということでありまして、そういった、私は必要なものだろうなというふうに考えております。邪魔なとい

いますか、危険なというのはもちろんなくしていかなければいけませんけれども、両方のバランスをよくとりながら、環境のいい地域づくり、まちづくりができればというふうに思っております。

議長（大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7番（槻田雅之君）

ありがとうございました。

私も町長と同じような意見なので、実際安心したというか、私だけ考えが違うのではないかというふうなことはないかと思いましたので、ありがたく受けとめたいと思います。

最後になりますが、ちょっと私の個人的な意見を述べさせていただきます。

やはり、むやみやたら木を植えればいわけではなくて、その土地や気候、地形、町並み、交通安全、住環境、防犯、災害時の危険性、弊害に直接さらされる道路沿いに住む人々の生活、意見などを十分に考慮して、特定の住民に大きな不利益をもたらしたり、事故を誘発したりすることがないように、その土地に適した樹木を選び、適度な間隔で適当な本数を適切な箇所に植栽する。場合によっては、植栽しないことが望ましいと思っております。そして、やっぱり植えられた街路樹につきましては、管理を怠らず定期的な点検、剪定、清掃などのメンテナンスをしっかりと行いまして、異常や危険の問題などが発見された場合はすばやく治療、移植、伐採除去などの適切な対応をとり、事前に事故などの被害を回避すると。そのためには、やっぱり全てのことを行政任せにはせずに、住民も日ごろから身近な道路、街路樹に対して感心を持つことが大切だと思っております。

そして、それらのことを達成するためには、街路樹、苗木が植栽されてから数十年後、大きく成長した際に、どのような弊害が発生するのかをあらかじめ想定し、よく理解しておくことが重要かと考えております。

最近、冗長により利便性重視の世の中になりつつあり、こういった自然環境はおざなりになっているように感じております。その結果、役人も樹木などの整理について勉強する場もなく、知識としては不足がちです。これはなぜかといいますと、もみじヶ丘の実際剪定した場合に、紅葉している最中に剪定する、あとは花が咲いてきれいなんだけどもう剪定するとか、そのようなタイミングですね。剪定するにも伐採

するにもタイミングとかは必要なので、そういうのがちょっと不足がちなという意味で、こういう言葉を使わせていただきました。

また、その他、近隣住民に対して説明できないなど、住民の理解を得られずに「街路樹」が弊害の「害」を使った「害路樹」というふうに使われていることが多くなっております。この辺に関しまして、最後になりますので、町長のご意見をお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

繰り返しになりますけれども、緑といいますか、そういったものの必要性といいますか大切さというのは、基本的にあるかというふうに思っております。ただ、そのことがいわゆる街路樹の「街」が弊害の「害」になってしまうとか、そういったことですと目的と相反しますので、そういったものにつきましては皆さんが望むといいますか、そういった対応をしていかなければいけないだろうというふうに思っております。

むやみやたらに切るということではないというふうに私は個人的に思っておりますけれども、切る必要があればそれは切らなければいけない。あと、見通しが悪ければ、前にも低木を取ったこともありますけれども、あの交差点のときですね。ああいった対応とか、そういったことをやりながら、安全・安心の地域づくり、そして憩えるまちづくりができればというふうに思っております。以上です。

7 番 （槻田雅之君）

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時57分 延 会